

商工委員會議錄

第二十七号

昭和三十七年四月十日(火曜日)

午前十時五十一分開議

出席委員

委員長 早稲田柳右門君

理事 内田 常雄君 理事 岡本 幸八君

理事 白濱 仁吉君 理事 中村 正吾君

理事 長谷川 四郎君 理事 板川 忠久君

理事 田中 武夫君 理事 松平 三郎君

理事 浦野 幸男君 理事 遠藤 伊平君

理事 小沢 辰男君 理事 始関 龍夫君

理事 首藤 新八君 理事 中川 俊忠君

理事 中垣 國男君 理事 原田 憲君

理事 林 博君 理事 南 好雄君

理事 藤井 勝志君 理事 加藤 清二君

理事 岡田 利春君 理事 久保田 豊君

理事 北山 愛郎君 理事 中村 重光君

理事 多賀谷 貞稔君 理事 伊藤 卯四郎君

理事 山口 ツヅエ君

出席國務大臣

外務大臣 小坂 善太郎君

通商産業大臣 佐藤 榮作君

出席府政務委員

公正取引委員長 佐藤 基君

委員長 小沼 亨君

總理府事務官 (公正取引委員 会事務局長)

外務政務次官 川村 善八郎君

大蔵事務官 (理財局長)

官川 新一郎君

通商産業事務官 (大臣官房長)

塚本 敏夫君

通商産業事務官 (大臣官房長)

川出 千速君

委員外の出席者

大蔵事務官 (為替局外資課 長)

堀 太郎君

通商産業事務官 江上 竜彦君
(企業局参事官)
通商産業事務官 成田 寿治君
(鉱山局石油課 長)
専門員 越田 清七君

四月五日

委員菅野和太郎君及び伊藤卯四郎君 辭任につき、その補欠として藤井勝 志君及び玉置一徳君が議長の指名で 委員に選任された。

同日

委員玉置一徳君辭任につき、その補 欠として伊藤卯四郎君が議長の指名 で委員に選任された。

同日

委員中嶋英夫君辭任につき、その補 欠として北山愛郎君が議長の指名で 委員に選任された。

四月九日

商店街振興法制定に関する請願(松 本一郎君紹介)(第三七二一三三三)

同(宇野宗佑君紹介)(第三八六一一)

同(額綱彌三君紹介)(第三九七八八)

同(松原喜之次君紹介)(第三九七九 号)

物価値上げ反対に関する請願外七件 (安宅常彦君紹介)(第三七一四四)

同(佐々木三三君紹介)(第三七一五 号)

同(肥田次郎君紹介)(第三七二六六)

同(外二二件)(八木一男君紹介)(第三 七二七号)

同(外二二五件)(有馬輝武君紹介)(第 三三七五五号)

同外九件(井岡大治君紹介)(第三七 七六号)

同外四件(石橋政嗣君紹介)(第三七 七七号)

同(勝岡田清一君紹介)(第三七七八 号)

同外四件(河野正君紹介)(第三七七 九号)

同外三件(高津正道君紹介)(第三八 二九号)

同(辻原弘市君紹介)(第三八三〇号)

同外二件(山中日露史君紹介)(第三 八三一〇号)

同外四件(山花秀雄君紹介)(第三八 三二一)

同(山本幸一君紹介)(第三八三三三)

同外三件(猪俣浩三君紹介)(第三八 六三三)

同外四件(田中織之進君紹介)(第三 八六四四)

同外二件(足鹿覺君紹介)(第三九〇 三三)

同外二件(高津正道君紹介)(第三九 〇四四)

同(中澤茂一君紹介)(第三九〇五五)

同(原茂君紹介)(第三九〇六六)

同外六件(岡田春夫君紹介)(第三九 八〇号)

同(中嶋英夫君紹介)(第三九八一 号)

同(前田榮之助君紹介)(第三九八二 号)

同(三木喜夫君紹介)(第三九八三三)

同外一件(湯山勇君紹介)(第三九八 四四)

同(堀昌雄君紹介)(第四〇七六六)

同(和田博雄君紹介)(第四〇七七七)

公共料金及び諸物価引下げに関する 請願外十一件(安宅常彦君紹介)(第 三七一八八号)

同外四件(田中武夫君紹介)(第三七 一九九)

同(田邊誠君紹介)(第三七二〇〇)

同外一件(堀兼次郎君紹介)(第三七 二二一)

同外六件(坪野米男君紹介)(第三七 二二二)

同(島本虎三君紹介)(第三七二三三)

同外五件(中澤茂一君紹介)(第三七 二四四)

同外七十八件(永井勝次郎君紹介)

(第三七二五五)

同外一件(橋崎弥之助君紹介)(第三 七二六六)

同(原茂君紹介)(第三七二七七)

同外四件(肥田次郎君紹介)(第三七 二八八)

同外二件(細迫兼光君紹介)(第三七 二八九)

同外十二件(村山喜一君紹介)(第三 七三〇〇)

同外六十三件(森島守人君紹介)(第 三七三一一)

同外十一件(横山利秋君紹介)(第三 七三二二)

同外十二件(井岡大治君紹介)(第三 七三三三)

同外六十四件(石橋政嗣君紹介)(第 三七三八四)

同外四十九件(加藤勸十君紹介)(第 三七三八五)

同外四件(河野正君紹介)(第三七八 三三)

同外八件(久保三郎君紹介)(第三七 八四四)

同(阪上安太郎君紹介)(第三七八五 号)

同(島本虎三君紹介)(第三七八六六)

同外四件(坪野米男君紹介)(第三七 八七七)

同(戸叶里子君紹介)(第三七八八八)

同外三十一件(矢野喜三郎君紹介)

(第三七八九九)

同外七百九十四件(渡辺惣蔵君紹介)

(第三七九〇〇)

同外八十五件(石田省全君紹介)(第 三八一三三)

同外二十二件(大原亨君紹介)(第三 八一一四)

同(實川清之君紹介)(第三八一五五)

同外三件(島本虎三君紹介)(第三八 一六六)

同外十五件(田中武夫君紹介)(第三 八一七五)

同外十五件(高津正道君紹介)(第三 八一八六)

同(辻原弘市君紹介)(第三八一八九)

同外三件(坪野米男君紹介)(第三八 二〇〇)

同外二件(中澤茂一君紹介)(第三八 二一一)

同外七件(西村力弥君紹介)(第三八 二二二)

同(堀和君紹介)(第三八二三三)

同外四件(山崎始男君紹介)(第三八 二四四)

同(山中日露史君紹介)(第三八二五 五)

同外三件(山花秀雄君紹介)(第三八二六号)	同外一件(中澤茂一君紹介)(第三九一五号)	同外十件(山口鶴男君紹介)(第三九九五号)	同外五件(野口忠夫君紹介)(第四〇四七号)	物価値上げ反対等に関する請願外二十六件(五島虎雄君紹介)(第三八六五号)
同(山本幸一君紹介)(第三八二七号)	同外四件(中村英男君紹介)(第三九一六号)	同外二件(山中吾郎君紹介)(第三九九六号)	同外十四件(山花秀雄君紹介)(第四〇四八号)	同外十五件(五島虎雄君紹介)(第四〇七四号)
同外三件(和田博雄君紹介)(第三八二八号)	同外四件(二宮武夫君紹介)(第三九一七号)	同外五件(湯山勇君紹介)(第三九九七号)	同外八件(大柴滋夫君紹介)(第四〇七八号)	は本委員会に付託された。
同外六十八件(猪俣浩三君紹介)(第三八六六号)	同外一件(野口忠夫君紹介)(第三九一八号)	同外一件(淡谷悠蔵君紹介)(第四〇三〇号)	同外四件(角屋堅次郎君紹介)(第四〇七九号)	
同外一件(栗林三郎君紹介)(第三八六七号)	同(原茂君紹介)(第三九一九号)	同外九十二件(有馬輝武君紹介)(第四〇三二号)	同外二件(島本虎三君紹介)(第四〇八〇号)	四月六日
同外二件(島本虎三君紹介)(第三八六八号)	同(堀昌雄君紹介)(第三九二〇号)	同外二件(石村英雄君紹介)(第四〇三三号)	同外三十三件(杉山元治郎君紹介)(第四〇八一号)	金属鉱産物価格安定臨時措置法案及び金属鉱物資源開発助成法案の成立促進に関する陳情書(兵庫県養父郡大屋町長荒田隆外一名)(第六二〇号)
同外三十五件(高津正道君紹介)(第三八六九号)	同外五十三件(松原喜之次君紹介)(第三九二二号)	同外八件(板川正吾君紹介)(第四〇三三三号)	同外六件(坪野米男君紹介)(第四〇八二号)	金属鉱業安定法の早期制定に関する陳情書(兵庫県議会議長矢野善寛)(第六二二号)
同外二件(坪野米男君紹介)(第三八七〇号)	同外二件(森本靖君紹介)(第三九二三号)	同(緒方孝男君紹介)(第四〇三四号)	同外二件(中島巖君紹介)(第四〇八三三号)	新産業都市の建設促進に関する陳情書(石川県議会議長西川喜作)(第六二三号)
同外五件(前田榮之助君紹介)(第三八七一号)	同外二件(矢尾喜三郎君紹介)(第三九二四号)	同外三件(加藤勤十君紹介)(第四〇三五号)	同外二件(穂積七郎君紹介)(第四〇八四号)	石油自由化対策確立に関する陳情書(東京都千代田区丸の内一丁目二番地経済団体連合会長石坂泰三)(第六二四号)
同外八件(横山利秋君紹介)(第三八七二号)	同外三十四件(山崎始男君紹介)(第三九二五号)	同外四件(久保田鶴松君紹介)(第四〇三六号)	同外六十七件(松平忠久君紹介)(第四〇八五号)	電話加入権質による零細企業者育成資金として商工組合中央金庫等に特別融資わく設定に関する陳情書(神戸市生田区中山手通三丁目五十二番地兵庫県電話加入者事業協同組合理事長大熊太三郎)(第六二五号)
同外二十五件(吉村吉雄君紹介)(第三八七四号)	同外百三十七件(小松幹君紹介)(第三九二六号)	同外九十六件(佐藤觀次郎君紹介)(第四〇三八号)	同外百四十三件(安平鹿一君紹介)(第四〇八六号)	高圧送電線下の建築物規制措置に関する陳情書(七尾市中央通り百十番地佐味鉄尾)(第六五〇号)
同外三十四件(足鹿寛君紹介)(第三九〇七号)	同外四件(勝間田清一君紹介)(第三九八六号)	同外二件(島本虎三君紹介)(第四〇三九号)	同外十一件(和田博雄君紹介)(第四〇八八号)	中小企業基本法の早期制定に関する陳情書(浦和市高砂町四丁目四十九番地の一埼玉県町村議会議長会長松井勝蔵)(第六五三三三三)
同外十三件(稻村隆一君紹介)(第三九〇八号)	同外一件(栗林三郎君紹介)(第三九八七号)	同外十六件(下平正一君紹介)(第四〇四一四号)	同外一件(小林信一君紹介)(第四〇八九号)	後進地域開発促進に関する陳情書(仙台市勾当台通り二十七番地宮城県町村議会議長会長小野寺昌徳)(第六七三三三)
同外一件(小林ちづ君紹介)(第三九〇九号)	同外二件(島本虎三君紹介)(第三九一〇号)	同外一件(田口誠治君紹介)(第四〇四二二号)	同(三宅正一君紹介)(第三八一二二二二)	
同外十六件(田邊誠君紹介)(第三九一一号)	同(田原春次君紹介)(第三九一九〇号)	同外一件(橋本次郎君紹介)(第四〇四三三三)	同(栗林三郎君紹介)(第三九七七七)	
同外八百八十四件(高田富之君紹介)(第三九一二二二二)	同(中嶋英夫君紹介)(第三九九一〇号)	同(辻原弘市君紹介)(第四〇四四四四)	中小企業基本法制定促進に関する請願外一件(中村幸八君紹介)(第三八一一一)	
同外三件(高津正道君紹介)(第三九一三三三)	同外一件(三木喜夫君紹介)(第三九九三三三)	同外三件(坪野米男君紹介)(第四〇四四四四)	同(保科善四郎君紹介)(第三八六二二二)	
同外一件(坪野米男君紹介)(第三九一四四四)	同外四件(村山喜一君紹介)(第三九一四四四)	同(檜崎弥之助君紹介)(第四〇四六六六)	同(星島二郎君紹介)(第四〇七五五五)	

中小企業振興対策確立に関する陳情書（仙台市勾当台通り二十七番地宮城郡村議会議長会長小野寺昌徳）（第六七四号）

同（福岡市薬院堀端七丁目二十三番地福岡県町村議会議長会長野見山麻邦）（第七三六号）

同（松山市一番町愛媛県町村会長渡辺諸吉）（第七三七号）

下請代金支払遅延防止措置に関する陳情書（東京都中央区日本橋茅場町二丁目四番地日本中小企業団体連盟会長豊田雅孝）（第七〇五号）

金属鉱産物支持価格制度の採用等に関する陳情書（秋田県山本郡八森町議会議長豊田一郎）（第七〇六号）

同（愛媛県越智郡宮窪町議会議長関笹市）（第七〇七号）

諸物価値上り抑制に関する陳情書（北海道河東郡音更町議会議長山本誓市）（第七七四号）

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

石油業法案（内閣提出第二二二号）

○早稲田委員長 これより会議を開きます。

この際、御報告を申し上げます。先般の委員会におきまして、田中委員の質疑に対する外務省の関税局長の答弁に對して、いろいろ疑義を生じましたが、この件に關して、本日の理事会に小坂外務大臣が出席せられ、遺憾の意を表明され、さらに閣下に対しては今後十分注意するとの申し出があり、理事会においてはこれを了承いたしました。

この段委員会に御報告を申し上げる次第であります。

○早稲田委員長 次に、内閣提出、石油業法案を議題として、前会に引き続き質疑を行ないます。

質疑の通告がありますのでこれを許します。田中武夫君。

○田中（武）委員 外務大臣が見えておられますので、一点だけ外務大臣に確かめておきたい、こう思うわけなんです。というのは、日米友好通商航海条約でございますが、この十八條の解釈で、実は今委員長の御報告のありましたように、経済局長との間に若干の食い違いができて問題があつたわけなんです。そこで外務大臣にお伺いしたいのは、第十八條の意味は「競争を制限し、市場への参加を制限し、」云々とあつて、そのことがすなわち貿易に悪影響を与えるんだ、通商に悪影響を与えるんだというところに両締約国は意見の一致を見た、こういう意味だと私は思うわけなんです。ところが外務省の見解に、二つの要件があつて、一つは今言つたような競争の制限、市場への参加の制限云々ということが一つの条件であり、さらに一つの条件は、貿易上、通商上悪影響を与えた、この二つの条件があつて、要件がそろつたときにおいてこの後段の「従つて、」以降のことについて話し合ひをするんだ、こういうふうに解釈しておるんですが、その点が違ふわけなんです。いづれにしても、外務省だけで、このこと自体が貿易に悪影響を与えるかどうか、こういうことはわからない。従つて通産省あるいは公取等と協議をするということ

はわれわれも了解しておりますが、実は今われわれがやつておる石油業法に關連をいたしまして、外資ローンを受け入れたときのいわゆるひもつき融資、そういうものが十八條の精神に違反ではないか、そこで後段の「従つて、」によつて政府はアメリカと協議を持つべきじゃないか、こういうことを排除するための協議をする必要がある、こういうふうに主張いたしておるわけなんです。そこで、経済局長等の意見を聞いたのですが、大臣にこの点もう一度確かめておきたい、こう思うわけなんです。

○小坂國務大臣 仰せの通り、通商条約の運用並びに解釈は、一次的には外務省がやるわけでございますが、お話の通り、公取あるいは通産省も実際の運用面で非常に影響が多いわけでございます。従つて、この条約の中にございいます「一有害な影響を与えることがある」といふのは、現実にはそれが現われなくても、将来有害な影響を当然生ずると判断されるような場合には行ない得るということの意味するものと解釈しておるのでございます。

○田中（武）委員 そこで先日の委員会でも、外務省からは経済局長、公取は委員長、それから通産省は通産大臣がおられたわけなんです、そこでこの問題を提起いたしましたのだから、われわれは通商上有害である、こういうふうにしておるので、直ちに關係者においてそういう協議をして、そうであるというならば、後段の「従つて、」以降の規定に従つてのアメリカへの排除措置の申し入れをする、こういうふうにしてもらいたいと思ひますが、いかがですか。

○小坂國務大臣 通産省並びに公取とよく相談をさせていただきたいと思ひます。

○早稲田委員長 板川正吾君。

○板川委員 この際外務大臣に、二御質問を申し上げたいと思ひます。

外務大臣は、私の本会議質問に對して、こういう答弁をされておるので、それは、日本の石油業者とアメリカの石油業者が外資提携をする、その提携条件として一〇〇％アメリカの石油を買わなくちゃいけない、こういう契約を結んでおる。まあそれを結んだ五、六年前は、石油は競争者がなかったわけなんです。アラビア石油もなかったわけなんです。アラビア石油もなかった。だからそのときは、一〇〇％結ぶということとは、別にそれが競争を制限することじゃなかったのですが、最近ではアラビア石油が年率一千万トンもできるようになり、ソ連油も三百数十万トン入る。ところが、アメリカとの外資提携の際の契約によつて、その契約が優先するから、アラビア石油やソ連油等の安い石油が買えない。こういう契約は、最近では競争を制限することになつてきたのじゃないか、だから、その競争を制限するということは、この十八條の一項の前段でお互いに確認しているのだから、後段においてアメリカ側に協議を申し入れて、是正するようになすべきじゃないか、こういう質問をしたところが、その契約も、それは市場独占のための協定ではないと思われ、昨年と比較しまして、これは英米系の石油のシェアがずつと減つてきたと言ふのです。九八％輸入しておつて、アラビア石油もソ連油もなかった。だから、アラビア石油やソ連

油が入つたために、相對のシェアは減つておるのですよ。それは減つております。今まで九九％近く独占しておつたのですから、たとい三百万トンでも百五十万トンでもソ連油が入れば、それはシェアがパーセントとしては減るのですよ。減るけれども、總体の數量というのはいふてゐるのですよ。そのシェアが減つたから、競争が行なわれて、制限されてないのだという解釈は、私は本會議の答弁としてはおかしいと思つてゐる。これは一つよく検討されて、もし一つわれわれの言う通りに競争を実質的に制限されていまして、アメリカ側に協議の申し入れをしてもらいたいということが第一点です。

時間がなからその次を言ひますが、第二点は、出光の石油の問題です。御承知のように、昭和三十六年十二月二十一日、アメリカ国防省が出光からジェット機の燃料の納入は一月以降契約しない、ボイコットする、こういう声明が出されてゐる。事実それが実行に移されて今日まで参つておると思ふのです。ところが、国防省が出光のボイコットした理由が、実はわれわれには不明確なんです。その点を外務省に聞いたところ、経済局長はよくわからない、じゃ経済局長を呼べということになつて問題になつたのです。

新聞等によると、昨年十二月の二十三日の読売新聞では、こういう米国防省の声明はアメリカ政府が、互惠通商協定法改正を実現するため、国内業界の反対をなだめるといふ政治的動機から出たのじゃないかといふことをいつておる。またその前の日の二十二日の朝

日新聞の夕刊では、米国防省のスポークスマンの結論としては、出光石油の米軍納入燃料にはソ連油は含まれていないが、出光はソ連油を安く買って不当に利益を受けている、だからポイコットするのだ、こういうことも出ておる。米国防省が出光石油をポイコットした理由は一体どこにあるのだろうか。通産省の見解を伺うと、このような措置は国際慣習上まことに好ましくない、だから通産省としては外務省にその旨を申し入れて善処方を要望している、こう言うのです。そこで、外務省としてはこういう米国防省の声明が一体どういうものであったか、それに對してどういう見解を持っておられるかということ。それから、現在ポイコットされておりますが、この問題を将来外交交渉でどういうふうな処置なさろうとするのか。この二点について一つ明確な御答弁を願いたいと思うのです。

○小坂國務大臣 まづ御質問の第一点でございますが、確かに御話しのようアメリカ系の五社が日本に八〇%の原油を供給しているという事実がございまして、この事実がやはり他にそういうものはなかった結果そうなったのでございまして、このシェアがあるということ自体が独禁法違反というやうな問題はないわけでありましてけれども、仰せの通り、その後ソ連石油の問題、アラビヤ石油の問題、スマトラ石油の問題等いろいろ出てきておるわけでありまして、これはなお新たな情勢のもとにおきまして、公取委員会においてさらに検討してもらふことはけっこうだと思ひます。私どもはその結果を

待っている判断をしたいというふうに思っております。

それから第二点の出光の問題でございますが、これはわれわれもアメリカ政府にこの問題についてただしまして、ところが、アメリカ政府の申しすには、これは第三点に關係する問題でございまして、これは出光についてだけ行なわれたものだ、特にソ連との貿易にあずかっている業者を区別する理由はない、今後石油についてそういうことを一般的に考へておるものではないという説明をして参りました。今回のアメリカ国防省の措置は、米軍という特殊な調達者がジェット燃料という重要な軍用物資の調達に際して、軍自体の補給上の安全の観点からとられたもので、全く例外的なケースだ、こう言っておりますので、向こうが買わぬというものを、どうしても買えという交渉もなかなかできませんので、今度の場合はこれは例外的な措置でやむを得ざるものとしておるわけでありまして、しかし、その後におきまして、出光の方の話もいろいろ聞いておりますから、今後おりに触れてこういう措置が緩和されるようにということは交渉をしてみたいと考へております。しかし、現在のところはそういうことで一応特殊のジェット燃料で、これは軍の特種目的に要するものであるから困るということ、これはいたし方ないだろうということになつておるわけでありまして、その理由につきましても、いろいろ新聞の例をあげられまして、いろいろこれは全く憶測の域を出ないもので、アメリカ側はさうなことを否定しておるわけでございます。

○板川委員 もう一つ、アメリカの軍自体の決定でやむを得ないというのですが、これも私も新聞の報道程度しか知りませんが、事実が違つておればまた話していただけてけっこうですが、出光はソ連油は大体一割五分程度しか輸入をしておらず、大半の八割五分はアメリカから原油を買つておる。それで、ソ連油からとれたジェット燃料というのは米軍は買わないということは承知しておりますが、タンクもみな別にして、アメリカから買った石油から作り、その中から米軍に納めておつた。米軍もこれを検査しておる。検査の結果、その出光で納めておるジェット燃料は米軍から買った原油の中から作つたものであるということ、新聞でもアメリカ軍当局のスポークスマンはつきり認めておるのです。それは認めておるのであります。問題は、新聞によると、五五%も安いものを買うんだから、不当な利益を受けておる、だから排除するのだというところは、この新聞報道が正しいならば、それは間違いないか。幾ら米軍が独自の判断を下せるとしても、それは正常な外交交渉を通じて反省を促すべきじゃないか。それは外務大臣が日米協力を畢生の念願としておることから、日本国民の率直な意見を言わなければ、真の日米友好なんてことはできないじゃないですか。そういう意味ではどうも米国防省の措置は不当である、一つ今後とも外交交渉を続け向こうの反省を求めてもらいたい、こういうことを要望いたします。

○小坂國務大臣 出光自身がアメリカとの間に相当取引があることも、これは事実でございますし、出光側の話

も、先ほど申し上げましたように私も聞いておりますが、ただこういう決定がなされたもので、この際これはやむを得ないと思ひますけれども、さらに先ほど申したように、今後なおアメリカ側の理解を得るよういろいろ話を参らう、こう思つております。

○早稲田委員長 よろしうございませう。それじゃ續けていただきます。○板川委員 通産大臣に一つ、これはエネルギー総合対策、エネルギーの総合的な基本政策を立てる、こういう問題についてまず伺いたいと思ひます。今回の石油禁輸の審議から、石油産業というのが、電力、石炭と並んでわが国のエネルギー面で重要な役割を果たしておる、こういう点が認識されて参つたと思ひます。特に政府が自由化をどうしても十月以降やるとするならば、まづいろいろな問題があります。石油、石炭問題あるいは電力問題等がからんでおまして、総合エネルギー政策というのが必要じゃないか、こういうことが叫ばれて参りまして、これについては与野党の委員とも、あるいは内外の主張もほとんどそれに反對する者はないと思ふのです。そこで、最近の新聞等によりますと、従来通産大臣の諮問機関であつたエネルギー懇談会を通産省のもとにある産業構造調査会のエネルギー部会という委員会として、法律上の根拠を持つた委員会とありまして、総合エネルギー対策を打ち立てよう、こういう動きになっておるようでありまして、これは新聞等で承知しておるものであります。しかし、この総合エネルギー政策ということになりま

すると、それは原子力の關係なんかも含まれてはならないので、通産省内の産業構造調査会の専門部会だけでは扱いかねるんじゃないか。どうしてもこれは法律に基づいた総合エネルギー政策樹立のための審議会が必要ではないか。現に欧米等の諸国では、学者、経験者を総動員して、石炭問題あるいは石油問題等を長期的な計画を立てておるのであります。長期的な見通しを立てておるのですから、そういう必要が当然わが国にもあると思ふのですが、現在の産業構造調査会のエネルギー部会というだけで十分であるかどうか、その点について……

○佐藤國務大臣 板川さんの言われまは、おそろく去る四月五日の閣議決定、その中の項目であるエネルギー審議会の問題だと思ひます。今回のエネルギー審議会は通産省に置く、こういう考へ方でございます。また立法措置をとるといふところまでは閣議決定は明示してございせん。その点は誤解のないように願ひたいと思ひます。また総合エネルギー審議会としては内閣に置くという案ももちろん考へられたのであります。ところが、御承知のように、エネルギーとして通産省に全部關係があるわけでございます。原子力そのものは通産省というわけではないにしても、原子力開発となれば、これは通産省の認可事項というのか、許可事項ということになっております。そう考へてみますと、通産省一省でエネルギー關係の審議は可能ではないか、こういう結論になりまして、それで通産省に置く、こういうことを実は決定をいたしましたのでございまして、ただいま申し上げますように、立法

う大で問題にならないのだ。しかし、非常な輸出量だ。一千万トンあるいは千五百万トン、ときには二千万トンだとかいうような評価まですると、これは大へんなものだという、そういう意味で、これは石油業界といわず、国際的に、アラビア石油の今後の活動状態はどうなるだろうかということが注目されておるわけであります。そこが、私どもが今回、この問題と取り組みまして、国際業界の注視のもとに於いてこの問題を扱うべきだ、かように考えます。また、国の本来のスタートしたときの意気込みというものをいかに実現するか、こういうことも契機があるわけでございます。ただいま御指摘になりますように、今日の状況から、いろいろな競争状態になっておりますから、いろいろの話などが出ておりますように伺います。ただいま板川さんの御指摘になりましたように、小乗乗の意見があるいは大乗乗の意見か知りませんが、いろいろな話が飛んでおると思います。そういうようなスタートなりあるいは現状というものを考えまして、そうしてそれがそれによって今度は日本の産業に対してどういう影響があるか。御指摘になりますように、外貨等におきましていろいろのことは役立つ、使用上においての貢献をする余地が多分にある。ただ、そういう場合に、契約条項その他で特に不利を招くんじやないかというような話ともうすでに出ておりますが、それなどについても、いろいろの工夫などが講ぜられつつあるようでございますし、また、アラビア石油そのものの力からいたしまして、もう無制限に何もかき取ることができるわけではございません。だから

ら、むしろ、在来の発足当初の協力関係をつたえて、そうして順調な成長を期することが望ましい方法じゃないか、こういうような考え方をするわけでありませう。ただいま御指摘になりましたが、引き取りその他の問題で、いろいろ工夫を要する点があるかと思ひますけれども、業界の協力を得るというその前提に立って話を進めていくなら、必ず行政的なあっせん指導で目的が達するものじゃないか、かように私は考へておる次第でございます。

○板川委員 アラビア石油が問題が特に大きくなったのは、大臣も言われたように、最初予想外に成功したということがその大きな問題の一つだと思うのです。しかし、アラビア石油は現在のところ精製設備は持つておられない、販売組織も持つておりません。ですから、どうしてもこれを日本国内で消化するためには、何と云つても既設の石油会社に協力をせよというものが常道だろふと思うのです。ただ問題は、そういう大臣が言うように、行政措置で完全に大丈夫かどうかというところが心配なんです。こういう点については心配ない、こういうようなお考えであるかどうか、一つその点……。

○佐藤國務大臣 ただいまお答えいたしましたように、前提条件があるわけでございます。また数量の問題等もございませう。だから、自由潤達な活動という点から申せば、まず大きな制約を受けるというところはございませう。しかし、とにかく協力態勢、お互いが相互に援助し合う基本的な態度を堅持していくということが望ましいのじゃないか。ただ、御指摘になりますように、アラビア石油自身がその自由潤達な活動をしよう、こういうことを考へるに

ついては、これはもちろん制約を受けざるものだ、かように思ひます。

○板川委員 なるべく時間を詰めて質問申し上げませう。これは局長でもいいですが、アラビア石油の精製組織なりをどういうふうな今後考へられておるのか、アラビア石油の国内精製は制限しない、こういう話も聞いておるのですが、この点が実は国内の既設の業者から協力を得るか得ないかという一つのめどにもなつておると思ひます。その点でどういう方針であるか、一つ局長が大臣から答弁を願ひたいと思ひます。

○川出政府委員 ただいまお話しのように、アラビア石油は、現在掘つておるわけでございます。この採油した原油を国内に持つてきて精製する設備も販売網もないわけでございます。三十六年度は百五十万キロ、三十七年度は六百万キロをこえる量が出てくるのでございませうが、この量はさしたりの問題は、現在の精製会社に引き取つてもらつて、そこで製品にする以外にはないかと思ひます。それではアラビア石油が独自でそういうことを考へておるか申しますと、現在そういう具体的な計画は聞いていないわけでございます。需要業界等はこれに関心を持つておられて、将来需要業界の方でそういうような話が出てくるかも知れませんが、現在のところはまだ具体的な計画は聞いていないわけでございます。

○板川委員 その点わかりましたが、大臣に、外資提携問題で若干伺つておきたいと思ひます。まずわれわれの方の考え方というのを明らかにしてか

ら聞きたいのですが、われわれの方の考え方は、石油産業は、電力、石炭とともに重要な産業である、従つて、石油産業の経営権、これは外資提携しても、わが国の産業が主体性を確保しておるべきじゃないか。外資提携してもよろしい、しかし、重要産業であるだけに、経営の主体性というものはわが国の業者が確保しておるべきじゃないか、こう思ひます。ところが始末委員が先日の質問で申されたのです、五〇・五〇・五〇の提議では、外資系に牛耳られて、国内資本の発言力というものは、実質的に五〇の立場にならない。だから外資提携会社のある重役で、とにかく小さい会社でもいいから、自分の意見がどんどん通るところの方がいいと言つておられる。重役もいると言つておられる。それは五〇・五〇・五〇で対等の協議で経営するといふ建前だろふと思ひます。それが、実質的には向こうの方が経営に対する発言権が強い。そこでこれを自主性を確保するために、五〇対五〇というのを、外資四九以上はいけない、日本の資本が五一以下ではないか、こういう方針を確立すべきではないか、こう思ひます。外国の事例を見ますと、国内資本は五一という規定をしているところもあるやうであります。また日本でも戦前は五一という規定をした時代があつたやうであります。これを通産大臣はどう考へて

ますか。

○佐藤國務大臣 事業の経営の主体性を持つ、これは望ましいことでございます。従ひまして、そういう観点から株の比率を四九あるいは五一というふうに差等を設けよというお話がござい

ます。しかし、私は必ずしも株の比率だけが主体性を確立するものだとはいへない人間でございまして、これは形の上に少しとられ過ぎていやしないか。ですから、法律でどうこうするといふことは、本来の姿から申せば望ましいことではないだろふ、むしろ実質的な指導が望ましいのではないだろふか、こういうふうな思ひます。それで弊害を生ずるかどうか、もちろん国の力、それがただいまのような株主権の行使の場合に強く出てくるものだと思います。だから、国の経済力が強い場合でございませうと、あまり心配は要らないだろふと思ひます。また経営権を持つたいといふことは、逆に申すと、事業の支配力という問題もありませうが、同時に、事業についての信頼度が非常に薄い、そういう意味から支配権を持ちたいといふ場合もあるわけでございます。この支配力ばかりに考へる筋でもないと思ひますから、やはりわが国の信用度、その力といふことを第一に考へる、行政指導でかような点は円滑に推移するようにすべきではないか、かように思ひます。

○板川委員 私が申しているのは、一般の産業全部にそういう法律でかぶせてやれといふことでなくともいいと思ひます。ほんとうはそうしたいが、もしそれができなければ、一般産業はいいが、一國の重要産業の場合は、国の主体性を確保するために法律で規定した方がいいのではないか。たとへば、大臣は、それは国の経済力の問題だといふのですが、これは幾ら日本がかけ足をしても、アメリカに経済力で追いつくわけはないのですから、経済力でアメリカより強くなるといふこと

はないのですから、法律なりでそういう基準を設けることによつて主体性を確保するといふ方が、日米経済協力の趣旨に沿うのではないでしようか。

○佐藤國務大臣 ごもっともなお話ですが、法律で定めることがいいか、あるいは行政指導でそれを実現することがいいか、そういう感覚の問題だろふと思ひます。今言われませうことは、私も全然無視するつもりで申しておるわけではございませう。非常な弊害を生じておれば、また当然の権利として、現行法制のもとにおいても断わり得るやうになつておると思ひます。だから、現行の法律のもとでも、運用によりましては可能なことでございませう。いたしますので、ただこの際に業法ができた、それに麗々しく書くといふことは私さあ賛成しない、こういう意味でございませうから、誤解のないやうに願ひたいと思ひます。

○板川委員 それは外資法なりあるいは日米通商航海条約七条二項なりでそういう措置も私は考へられると思ひます。であります、その点を本法の修正に入れるか入れないかは別問題として、一つそういう方向で主体性確保のため今後とも大いに行政指導を強化してもらいたい、こう思ひます。

それから今度は法律について若干質問をいたしたいと思ひますが、大臣ちょっと退席されましたから、一つ大臣が来るまで局長にお伺ひします。まず第一条で、「石油の安定的かつ低廉な供給の確保を図り、こゝにあるのです。いろいろの報告書なり文献等を讀むと、特にヨーロッパにおけるエネルギー関係の資料を讀むと、低廉かつ安定的供給」といふ言葉になつておる。

しかし、日本の場合は「安定的かつ低廉」、安定の方を重点に置いておると思うのです。これは私にけっこうだと思ふのです。日本の場合には、やはり石油供給の安定というのをまず優先して考えるべきだと思ふのです。それから第二段として低廉な供給、これは当然です。経済性を無視してはいけませんから、当然だと思ふのです。そういうことに対しては、私はけっこうだと思ふのですが、そういう若干のニュアンスの差があるものと思ふのです、どうですか。

○川出政府委員 ヨーロッパの国におきまして、安定と低廉あるいは消費者選択と安定的供給というようなことで、その調整が非常に問題だといわれておるようでございます。この第一条に書いてございます安定かつ低廉というのも同様な趣旨でございます。どちらに重点を置くことではなく、両方とも絶えず念頭に置きながら、その調整を考えていくというような意味に解しておるわけでございます。

○板川委員 ヨーロッパと同じだといふが、逆に書いてあるし、私はそうだと思う。その方がいいと思つてゐるので、その点はいいです。

それで問題は、第三条と十条の関係について一つ伺いたいのですが、この第三条で通産大臣が石油供給計画を定めて告示することになりますね。その定めて告示した数量——これが先に告示されるわけですね。それに基づいて今度は業界でその告示の数量に合うような生産計画を十条によって立てる、こういうことになるのでしょうか。

○川出政府委員 ただいま御指摘になりました通りでございます。第三条によりまして政府が、これは審議会にはかるわけでございますけれども、長期の需給見通しを毎年立てるわけでございます。これが業界に対しては指針になるかと思ひます。従つて、供給計画の方が先にできるわけでございます。

○板川委員 こういうのじゃないでしょうか。供給計画を定めて告示するといふことは、ことしなら、まず来年度の供給計画を立て、同時にその来年度を含めた五カ年間の長期の計画を立てる、こういうふうな供給計画の内容といふのは区分されるものでか。そうでないと、今後五年間の数量を出したところで、輸入業者なんか困るのじゃないですか、その年の年度の十条による生産計画を立てる場合に、それから、当年度のやつを立て、それで、今度はそれを含めた五年間の供給計画を立てる、こういうことじゃないでしょうか。

○川出政府委員 その通りに解釈いたしました。当該年度を含み、かつ一年だけではなくて、五年間の長期見通しを毎年立てるといふ意味でございます。

○板川委員 三条で特に問題な点は、その他の石油の供給に関する重要事項といふのですが、ここが私は問題だらうと思ふ。その他の石油の供給に関する重要事項といふのは、具体的にはどういふことを考えておられますか。

○川出政府委員 先ほど問題になりました海外開発の原油の供給量等もここで考えなければならぬというふうな考えております。

○板川委員 そうしますと、石油供給計画で当年度及び以降五年間の計画を政府は発表する。その中で、この海外開発の石油の供給に関する重要事項で政府として供給計画に載せて、ある意味では割当をする——割当といふのじゃないですが、これが入る。しかし、これが今度は十条の生産計画で海外石油を引き取りませんといふことになつたら、どういふことになるのですか。

○川出政府委員 第三条の供給計画、これは計画でございますけれども、いわば見通しでございます。一番現実に近い見通しを立てるつもりでございまして、この見通しに基づいて、十条によつてさらにそれを割り当てていく、生産割当をしていくというふうな考えは持つていないわけでございます。企業の立場から見れば、政府がそういう見通しを持っておる、それに対してどのくらい協力するかどうかという点は、これはまた別問題と申します。行政指導の問題にもなるかと思ひますが、政府としては、なるべくその点は業界ともよく話し合ひをした上で、その見通しを立てたいと思ひます。

○板川委員 この三条、十条の関係がどうも私はつきりしないので、これが実際の運用面において一番問題だと思ふのです。政府が供給計画を立てる。十条で石油精製業者が生産計画を作つて大臣に届け出をする。それで、政府がことしは四千万トンの供給計画をする、それで十条による事業者の生産計画が三千五百万トンであった、こういうときには、比較的問題がないんです。

ね。その場合には輸入をふやすか、あるいは新たに設備を拡張させて、許可をして、それで不足の生産量、供給の不足を補へばいいんですから、問題はない。両方が数量が一致しておるときも問題はない。問題は、政府が四千万キロリットル必要であるといふ供給計画を発表しているが、十条による業者の届出が五千万キロリットルといふことになつた場合には、どういふふうなそれを調整なさるのですか。生産計画の方が多かった場合、そういう届出がされた場合、その場合にはどういふふうに調整されるのですか。

○川出政府委員 第三条の、石油の供給計画、これは政府がいろいろの調査資料に基づいて需要測定をしてきめるわけでございます。そして企業の活動の指針にするわけでございます。企業としては全体どのくらいになるかといふことは、わからないわけでございます。自分の企業の立場から、こゝとしましてはこゝの供給をしようといふことで、おのの計画を立てて、その間に密接な連関はないわけでございます。あるいはそれを集計をした場合に、政府の供給計画を上回る、これはあり得ることではないかと思ひます。これはどの程度上回るか、その場になつてみないとわからないわけでございます。しかし、集計した数字がどのくらいになるか、四千万キロの場合に、集計してみたら四千万五千キロになつておりましたという場合は、これを政府が発表をして——業界のそれぞれの企業の計画といふものは、集計してみると、相当オーバーしておるといふことを発表して、警告しなければならぬと思ひます。しかし、そうだからといって

て自動的に、オーバーしておるから、五百万キロ分はこの企業がどれだけ計画を減らさないといふことを、個々に具体的に勧告をするとかいうようなことは、直ちにには行なうと思つていないわけでございます。それは企業の立場から自衛をするといふことも考えられないでしょうし、そういう事態になつて、石油精製業のために、あるいはエネルギー産業全般のために、非常に悪い影響が出てくるというふうな場合には、あるいは十条の勧告の規定を発動しなければならぬときもあるかと思ひますけれども、それはそのときの具体的な事情によつて、審議会に諮つた上できめなければいけない事項ではないか、そういうふうに解釈しております。

○板川委員 大臣のしばしばの説明の見通しでも、将来、こゝ当分石油といふのは供給オーバーの形をとつてくる。需要が多くて供給が少ない場合は、比較的問題がない。しかし、そうじゃなくて、見通しとして、供給オーバーの事態が当分続くというのですから、そうすると、これは生産計画の方がはるかにオーバーして、一体石油業法によつてどうするんだ、こういうことが必ず問題になります。その場合には、十条二項によつて、大臣の勧告でやる、こういうことになつておる。しかし、その勧告には別に強制権はない、応じなくてもしょうがない、こういう形になる。それで、応じなくて、みな競争を続けていったといふことになつた場合には、一次次の段階として、どういふ措置を考えておるのです

か。これは大臣でもけっこうなんですから、これは大臣でもけっこうなんですから、けれども、どう考えておりますか。

○川出政府委員 勧告をしてもどうにもならないというように思ふのは、それはよほどのことだろと思うのです。が、今のところ勧告を守らずに、業界自身が大きな大混乱になるというふうな事態になるという事は、ちよつと想像できないんじゃないかというふうな思つております。

○佐藤國務大臣 板川さんは、あらゆる場合を考へて、そうして万全の立法措置をというお気持ちだろと思ひます。しばしば申し上げますように、私も、いわゆる統制的な考え方は避ける、こういう気持が本立法におきまして基本的にあるわけでございます。ただいまの点でございますが、勧告しても勧告を聞かないときはどうするかというお話でございますが、勧告が適正に行なわれる場合には、必ず業界も納得してこれを受取ると思ひます。聞かないという場合の勧告は、あるいは不適正な勧告であるかも知れません。あるいは不適当なものであるかも知れません。適正なものであることを期待してあります。そういう意味の協力を得るといふことでございます。いわゆる自主的な話し合い、これがまず第一でございます。しかし、その自主的な話し合いがつかないものについて、政府は行政指導的な立場において協力を求める、こういう実態は考え方でございます。

○板川委員 佐藤大臣、この新聞によると、佐藤発言の波紋といつて、佐藤通産大臣が戦時統制を行なうんじゃないかと財界が考へている、この石油業法もその一環でないかというふうなことで新聞に出ておつて、大臣非常に低姿勢のようであります。しかし、これはどうも今の言葉は、ほんとうは議事録から直しておいた方がいいんじゃないですか。勧告した方が聞かなかった場合は、それは勧告が悪いのですというところが議事録にあつたら、将来問題です。それで勧告したつてみんな聞かれません。聞かなかったら、それは聞かない方が悪いのじゃないか、勧告を出した方が悪いのじゃないか、ということになる。これは大へんな問題になる。石油行政上、重要な問題だと思ふので、その点は一つどうです。そう世論にびくびくしない、はつきりものを言つた方がいいのじゃないか。お取り消しになつた方がいいのじゃないですか。

○佐藤國務大臣 いや、ただいま申し上げましたのは、適正な勧告をいたしますから、必ず聞くといふことでございまして、だからその御心配は要りません。取り消しません。

○板川委員 私は、この勧告をするだけでは、おそらく問題の解決にならぬじゃないか、次の勧告をしてもだめだつた状態をどうするかというところが、将来必ず問題になるだろう、こういうことを予測しておるのです。そのことは、この附則四條の廃止または緩和の方向といふことと関連を持つのです。将来、強化せざるを得ない状態が来るという見通しがあるのに、廃止または緩和の方向で再検討するといふことは、どうもヘンドルが逆の方向じゃないか、こう思ふから、その問題を私質問したわけでありまして。

○川出政府委員 御指摘の通りに、表現が必ずしも正確でございせん。不当に高騰し、高騰する場合は高騰する、下落する場合には下落するおそれがある、と読めるようにも考えられますが、ここに書いてある趣旨は、不当に高騰しあるいはそのおそれのある場合、あるいは下落しまたはそのおそれのある場合といふわけでございまして、このボツがあつて区切られておるから、そこでこの表現が切れてしまふような印象があるわけでございまして、その辺は提案理由の説明のように改めた方がいいというふうに考へておるわけでありまして。

○板川委員 これは提案理由の説明のように一つ直したいと思ふのです。それで標準価格で伺いたいのです。が、標準価格は卸売を表示するのでしょうか、それとも最終小売価格を表

○川出政府委員 各段階ではございませんで、石油精製業者または輸入業者の販賣価格でございまして、いわば卸の段階でございまして。

○板川委員 告示する場合には期限をつけるのでしょいか、それとも自後それでやれ、そうしてその後変動がない限りそれがずっと有効に続くという形になりますか。

○川出政府委員 十五條の制定の趣旨は、持続して相当長期間にやる趣旨ではなくて、短期に、臨時的に、特定の場合にやる趣旨でございまして、これは業法が通つてそういう事態が起つた場合に期限をつけてやるか、あるいは期限をつけないでやるとか、あるいはか、やり方はあろうかと思ひますが、趣旨は期間的なもの、時限的なものでございまして。

○板川委員 それでは自今リットル当たり何十何円、あるいはキロリットル当たり何何何円といふふうにして、ずっと持続的にそれを表示するのではなくて、期限をつける場合もあるだろうといふこともあるわけですね。そこで伺いたいのですが、一体標準価格を告示してこれに業者が従わなかつた場合はどうなりますか。

○川出政府委員 十五條の標準価格は、これは公定価格の設定でございませんで、政府が告示するだけでございませんで、法的拘束力は全くございませんで、従わなかつた場合は、それに対して制裁を加へることはできないと思つております。

○板川委員 従わなかつた場合に、これに勧告をすることはないのでね。

○川出政府委員 勧告の規定はございませんで、業者が、通産大臣の標準価格ができたからそれに従おうじゃないか、こういうことでお互いに話し合つて標準価格を守つたら、これは独禁法違反になりませんで。

な方法はこの場合考えられなかったか
どうか、これでは勧告もないし、標準
価格を告示するというだけで、従うか
従わないか、わからない。もちろんこ
れは場合によってはそれを政府として
従ってもらいたいと思う場合があるわ
けです。それでないと思ふ業界としての秩
序が混乱するという場合は、石炭鉱業
合理化臨時措置法のように、第二段の
措置として命令を守ってもらおうとい
うようなことは考えられておりません
か。

○川出政府委員 現在のところ、第十
五条の規定で精製業者の社会的責任
と申しますか、行政に訴えて行政指導
をしたい、それで十分ではないだろう
かと考えておるわけでございます。

○多賀谷委員 関連いたしましたして
今、板川委員から質問のありました標
準価格を告示して、そしてそれをお互
いに守ろうではないかという話し合い
をしたら、これは独禁法違反だ、こう
いう話ですが、申し合わせをして守る
うではないかと言わないと、私は標準
価格というものは守れぬと思う。今ま
であなたの方では形式上独禁法違反の
ことを幾らでもやっておるでしょう。
しかし、それは行政指導の範囲内だか
らというので、いわば行政指導と、独
禁法の違反といえはなんですが、それ
が競合する面において、現実にいるい
ろんな指示や指導をなされておる、これ
が実態ではございませうか。鉄鋼の場
合にいたしまして、その他の場合に
いたしまして、たまたま織
維の操短でも、最初、法律が出てくる
前は行政指導をしておった。そこでい
ろいろ問題がありましたので、後に法
律になったわけです。ですから、あな

たのように、標準価格をお互いに守ら
うという話し合いをしたら、それが独
禁法違反だという。政府みずからが、
さっきの大臣の答弁でも若干という
点があったようにですけれども、そうい
う腹がまえでは、これはとても法律は
動きませんよ。

○田中(武)委員 関連して。――多賀
谷委員が言った通りなんです。たとえ
ば織維等についても、今まで行政指導
で操短をやってきたわけです。われわ
れは、それはカルテルを行政指導で
やっている、こう言ったのです。そこ
ろが、新聞問題でも、これはそこにも
佐藤公取委員長が来ておるけれども、
カルテルの解釈を公取が変えたので
す。いわゆる拘束性を持たなければ、
カルテルでないというようにことを言
い出したのです。ここに一つ問題があ
る。これは独禁法の問題でなく、だか
ら私は国策会社が必要だ、こういうこ
となのです。そういう独禁法違反のお
それのあるような指導をしていくより
か、そこで少なくとも三〇%くらいの
シェアを握る国策会社を作る、そして
その国策会社がいわゆる政府の意思を
そこに反映することによって、他をこ
れに追いつかせる、こういうのがわら
いじゃないですか。独禁法で答弁する
よりか、その方がねらいだったはずで
す。立法の趣旨はどうなんですか。

○川出政府委員 御質問でございます
が、独禁法の違反になるかならないか
というところは、私、先ほど申し上げま
したが、独禁法の担当でもございませ
んし、法律の方も明らなわけではござ
いませうが、共同行為という形式的な
あれがあれば、法律的には少なくとも
対象になるのではないかと。これが最終

的に違法性を帯びるかどうかというの
は、あるいは別の角度のあれがあるか
もしれませんが、少なくとも共同
行為が形式上あれば、これは独禁法
の対象にはなるだろうということを申
したわけでございます。私、そういう点
で……。

○板川委員 私が言ったのは、標準価
格を設けて告示したというだけでは実
効が上がらぬだろう。しかし、業者が
標準価格を申し合わせてこれに従った
ら、これは独禁法違反だということ
は、独禁法の一般的な解釈のよう
です。ですから、私は、この一段階の措
置では不十分じゃないか。そこで、石
炭合理化臨時措置法のように、これ
で不十分な場合には、二段の措置とし
て、今度は独禁法の正式な適用除外を
受けた指示価格を命令できるような措
置があつてもいいんじゃないか。なぜ
それを言うかという、これも附則第
四條の緩和または廃止する方向と逆の
方向だから、そういうことが考えられ
る。だからそれを附則の方では廃止ま
たは緩和だなんというから、そこらで
法律の必要上からいへば逆じゃない
か、こう思うから、その点に触れたの
です。どうなんですか。

○川出政府委員 御趣旨はよくわかり
ました。そういう問題になりますと、
今後検討すべき問題も残っております
います。

○多賀谷委員 板川委員の主張は、さ
らに從わない場合の勧告、田中委員の
主張は、さらに前進をして、買取機
関を設けよ、こういう話ですが、その前
に現行の法律の運用についてお聞きし
たい。これは公取も見えておりますか
ら御答弁願いたいと思いますが、いや

しくも政府が標準価格というものをき
めて、それを国民に公示して、それを
お互いに守ろうではないかという話し
合いをしたら独禁法違反だ、少なくと
も公取の独禁法の審査の対象になる
こういうことでは、私はどうか法律
が矛盾をしておると思う。お互いに守
ろうではないかという話し合いをする
ことが独禁法の審査の対象になるとい
うならば、やはり十五條関係のその標
準価格というものを守るといふ話し合
いは、独禁法の規定から除外をしなけ
ればならないでしょう。ですから、こ
れは一体公取としてはどういうよう
に考えてあるか、一つお聞かせを願
いたい。

○佐藤(基)政府委員 石油業法の十五
條の標準価格は、これを定めた場合に
は告示するというだけでありまして、
して、それだけでは独禁法の問題には
ならない。そこで、その標準価格を定
めて、これを各業者が、道義的に申し
ますか、いわゆる業者のモラルによ
って大体守っていくということになれ
ば、おそらく問題はないのですが、業
者が互いに話し合つて、あれを守ら
うじゃないかという約束をして、それ
を守らない場合はどうする、これを拘束力
がある約束をすれば、これは独禁法の
問題になる、こういうことと考
えま
す。

で昭和三十一年十一月九日判決にな
った問題があるでしょう。この場合に
は、これは業界で集まってだれかが発
言したので、協定して値上げしよう
じゃないかと発言したので、ところが
が参加した人は黙っていたので発言しな
かった。しかし、その申し合わせを
実際行なつて値上げしたら、結局は
黙っていたって実際行なえば協定に
なつたものという高裁の判決がある
じゃないですか。だから、今言ったの
は公取としてはおかしいな。あなたは
判決々々よく判例ばかり引き合いに
出すけれども、この判決は独禁法の解
釈として違ふのじゃないですか。

○佐藤(基)政府委員 二條の六項の問
題でございますが、いわゆる不当な取
引の制限であります。その不当な取引
制限というものは、ここに書いてある通
り「事業者が、契約、協定その他何ら
の名義を以てするかを問わず、他の事
業者と共同して対価を決定し、維持
し、若しくは引き上げ、又は数量、技
術、製品、設備若しくは取引の相手方
を制限する等相互にその事業活動を拘
束し、又は遂行することにより、公共
の利益に反して、一定の取引分野にお
ける競争を實質的に制限すること」、こ
う書いてある。その解釈の問題になる
わけでありまして、われわれは、ここ
に書いてある事業活動の拘束というこ
とを今述べたつもりであります。

○田中(武)委員 この独禁法の二條六
項の問題は、新聞の値上げに関連し
て、私はあなたと何時間もやり合つた
問題です。あのときから公取の姿勢が
変わったわけですね。それ以前は、今板
川委員も言ったように、東京高裁の判
例でもはつきり出ておるのです。共同

○多賀谷委員　問題は、この十五条をさらに積極的に政府がその後勧告するとか、そういうことは今政府の方ではお考えになっていない。板川氏はそれを指摘しているのですが、お考えになっていないようですが、少なくとも標準価格というものをお互いに守ろうではないかということを言った。それが形式的にも審査の対象になるということでは、これはおかしいでしょう。少なくとも独禁法の二条六項の規定

は、これはどうしても独禁法の条項から適用除外をしてやるということが必要じゃないか。大臣どういふふうにお考えですか。

○佐藤國務大臣　先ほど基本的な考え方を申し上げました。いわゆる低姿勢だと言われるように、この自由競争の建前は基本には持っているのだ、従いまして統制的な規定はできるだけ排除する、こういう考え方でございます。

従いまして、この勧告をいたしますし

す。だから、これは少し法律的な議論をしてまことに恐縮でございますが、行政の面から申しますと、こういう標準価格を公示すれば、その通りと申すわけではございませんが、その点を基準にして守られることが望ましいこと、これは他の共販価格等においてしばしばある通りでございます。これはそういう形において進めていきたい、そしてそれを守らないことによる弊害については、一般行政指導の立場において

論をいたしておるわけでございます。従いまして、こういうものを出す以上、それが守られることを期待しておるのは当然であります。またそれがどういふ形でやられようと、そういう意味においては、いわゆる違法性の阻却といふことは十分あるだらう、私はかように考えております。しかし、それはただいま申し上げますカルテル行為かどうか、カルテル行為はそういうことです。こういうことを局長が申し

ふまじめな答弁をしておる。ところで、う佐藤さん、腹を打ち明けたらどうなんでしょう。この業法は、エネルギー懇談会の中間報告として出されたもののうち、いわゆる国策買取機関と業法の二つが出た。もちろん少数意見はありました。そこで、この十五条のねらいは、結局国策会社を作って、少なくとも三〇％ぐらいのシェアをここで握るのだ、そのことによって政府の石油政策に対する意思を反映させていく、ん

だ、こういうのが基礎だ、たと思ふのですよ。それが予算折衝か何か知らぬけれども、国策会社がとれた、そういうことを大臣は明らかに言うて、国策会社に対してこう考へておるのだと言う方が手とり早いのではないですか。

○佐藤内閣大臣 今まではしばしば政府の基本的態度は声明をいたしました。自由経済の問題、そういう観点に立つてこの法律を立案した。もちろんこれを実施いたしますと、いろいろな問題が起こるかわかりません。そういう意味では、法律全般についての検討を必要とするのだと思ひます。しかし、私は、行政指導によりまして十分目的を達したい。本法の運用並びに行政指導、こういうことを実は基本的に考へておるわけでございます。従ひまして先ほど来、あるいは勧告が守られないときはどうかという御議論が出ておりますが、そういう事柄は、実施後の問題として、その実情に合うようにそれそれ工夫していくべきじゃないか、かように考へております。従ひまして、ただいまの買取機関云々の問題も、実施後の問題として、運用上からさらに判断して参るつもりでございます。

○加藤(清)委員 関連して。大臣、ちょっと聞いておかなければいかぬですが、あなたは、この法律の運用の妙と行政指導によつて、ともすれば混乱しようとする業界をうまく指導できると、かように考へてございますか。もしそうだとするならば、私はあえて質問しなければならぬ。なぜかれば、先般来、板川委員やら田中委員からも話が出ておるその組織設備制

限法、それによつて組織の設備と生産量を制限し規制する法律が提出されました場合に於いて、私は、このような状態では、この法律はかご抜けであるということをも再三申し上げておいた。その折にも、ちょうど今と同じような答弁が大臣において行なわれた。しかしその後どうなったか。結局正直者がばかを見て、この法律のかご抜けの底をくぐつて、やみ組織をふやしていった者が榮えていったのです。その結果、今現在どうなのか。東南だけでも八十万餘のやみ組織が動いておるでしょう。それをどうすることもできないでしょう。行政指導であなたができるとおっしゃるならば、今すぐそれをやつてもらいたい。全然できていないでしょう。だから、正直に規制を受けて、その通り守つた者は、名古屋及び尾西、尾北地区においては、ばたばたと倒れていったのです。そのときに、某政界の有力者がすがつて、そしてやみを行なつていた者が榮えてい

行政指導だけで、そんな深い業界の交通整理ができるのですか。もしできなかった場合に、正直にこれを受けた者だけがまたばかを見るということになったら、あなたの責任はどうなります。

○佐藤内閣大臣 まことに重大な御発言でございます。私は、それぞれの業界の特殊性があると思ひます。ただいま組織業界のお話が出ております。繊維業界と石油業界はだいぶ趣を異にしております。そこらにも実情に合う、合わないという問題はあつて思ひます。なおまた、私は、法律、立法というものが絶対のものだとも考へません

し、ましてや行政自身が絶対のものだとも考へません。しかし善意のある行政ということが望ましい姿だということをも基本的に申し上げておるのであります。そして、そうしてこれが運用にあたります。ましては、その弊害が生じたら、さらに立法措置を考へればよろしいということもたまたま申し上げておるわけでございます。私は、その基本的な考へ方で、おそらく、非常に統制色の強いもの、あるいは統制色の弱いもの、その相違はございます。また、皆さんと私もその間の考へ方の相違も基本的にはあるかと思ひますが、ただいま申し上げておるうちに、善意の行政ということが望ましいのじゃないか、こういうことを強く実は主張しておるわけでございます。もちろんこの法律自身将来一切変えないものかどうか、また、ことに立法院であられる皆様方の意向を無視して、行政が強い主張ばかり申すわけのものじゃございませんが、ただいまのような考へ方でござい

○加藤(清)委員 その行政指導で直していくというお話ですが、それはあなたはその場でこの場合はのがれられるでしょう。しかし、具体的にそういう問題に直面した場合に、はたして今の心がまえでできるかできないかということになると、おそらく私はできないと思ひます。なるほどあなたのおっしゃる通り、それは繊維業界と石油業界は違つてございましょう。ところが、一致した点もある。たとえばこれに政治家がついていく、銀行資金がつく、系列の系統においてその社だけを繁榮させようという心がまえでいく、こういう点においては何ら異なるところがないので

す。従つて、あなたがほんとうに行政指導でそれを直していくという勇氣があるならば、今現在目前に現われてい

る、すでに直さなければならぬものを先に直していただきたい。と申しますことは、すでにこの組織業界のやみの問題については、会計検査院もあるいは行政監察もともに発動されて、動いていられるにもかかわらず、今日なお跡を絶たず、むしろやみ関係はふえる一方でございます。交通整理は乱れる一方でございます。あなたは、行政指導なりあなたの勧告なりでできるとおっしゃるならば、直ちに今現在たまつて

いるそこを直していただきたい。さすれば、私も、なるほどこれだけ腕のある方ならば、石油業界の混乱もまた行政指導においてりつぱにやれるであらうと推察できるけれども、今日、片一方をほうっておいてからに、片一方が混乱状態であつてんやわんややつてい

るにもかかわらず、こちらの方をあとで直しますと言つたつて、それはちよつと受け取れない、こう思ふのは私のみならぬでございます。

す。これらの自主的な協力を政府のあり方、政治のあり方ということとあわせて、それぞれ大筋をたたいこととあ

とでは、これはどうも本筋が間違つてお

意味で進めていきたい、かように私は考へます。

○田中(武)委員 この辺でけりをつけたいと思うのですが、この十五条は、われわれは最初からあまりきめ手にならないものである、底抜けの規定である、こういうことは指摘して参ったわけなんです。今加藤委員からも繊維業界の話が出ましたが、繊維業と石油の各業界を見た場合に、まだ群雄割拠といえますか、そういう状態は石油の方が強いと思うのです。そういうことから見ましても、この程度の規定では十分にやっけない、こう思うのです。そこで、多賀谷委員の申しましたように、あるいは板川委員の言ったように、もう一歩強い規定にして、そのかわりに独禁法の除外規定を置くようにするか、でなければ私の言っているような国策会社というものを打ち出してやらなければ、実はこの十五条は動かないと思うのです。しかし、大臣が言えぬこともあると思うので、これ以上追及いたしません。そこで、自信のあるようなことを言っておられますが、それでは十五条でおやりになってやれますか。一応お手並みを拝見しようというところで、臨時国会まで答弁を待ちましょう。

○板川委員 十五条問題は、以上で一つけりをつけま。

それから、今度は前に戻りまして、六条の許可の基準について伺いたいのです。この許可の基準をめぐって——石油産業というのは膨大に成長して参ります。当然今の設備も過小となつて、さらに増設なり新設なりが行なわれると思うのです。その場合、許可の基準というのでいろいろ好ましからざる状態も起こりかねないと思うのです。そこで、この許可の基準の一つの原則です

か、こういったものはどういうふうに考えておるのですか。また省令なりでこれを明らかにするつもりですか。

○川出政府委員 許可には事業の許可とそれから設備の許可とございまして、許可の基準が第六条に書いてあるわけでございます。三つ要件が掲げてございまして、その第一は、過剰設備になることを防止するということ意味で、処置能力が長期的な石油供給計画に照らして著しく過大でないように許可をしていくということがまず第一でございます。それから第二番目には、その事業を的確に遂行していくに足る経営的な基礎及び技術的な能力を持つておるということでもあります。それから第三番目に、そのほかその事業計画の内容が石油の安定的かつ低廉な供給に役立つということがあげてございまして、この三つの基準について運用して参るわけでございます。そして、許可にあたりましては、石油審議会に諮るということになっております。

○板川委員 この三つの基準はわかつておるのです。一の設備が過大になるような場合は許可しないのだ。あるいは技術的、経営的な能力がなければこれは膨大な設備産業ですから、だれでもやるというわけにはいかない。それを考えることは当然です。また、せっかくなつても、コストが高いのじゃいけないので、低廉な供給を確保することは必要だ。これはいいんです。これは一般的な原則ですよ。これを全部満たしておるのです。満たしておる業者が競合して設備申請をどつと出した場合に、一体どういう優劣順序を、どこでだれがきめるのですか。

○川出政府委員 通産大臣が終局的にきめると思いますが、それをきめる際には石油審議会の意見も聞くというのが、法律の建前になっております。

○板川委員 石油審議会の答申を求めて意見を聞いて通産大臣がきめるといふことになつておるのです。しかし、石油審議会でも、一つの基準なりがなくては、審議会としてもこれはまた困るんじゃないですか。そうすると、こういう三つの条件に適合して、なおかつ競合してきた場合に、どこの会社を先に許可し、許可しないかというところは、これは私は将来運営上非常な問題になる事項だと思つております。たとえば坑井の免許を同じ会社が申請しておるといふようなこともあるし、増設なりを必要とする各社が同じように書類を出してきた場合に、審議会が審議するにしても、一つの基準というものを明確にしておくべきではないか。たとえば省令でするなら省令でするにしても、その考え方を明らかにすべきじゃないでしょうか。いかがですか。

○川出政府委員 今後いろいろ研究をすべき点が多いかと思つて、たとえば立地条件でございまして、たとえば設備の規模もある程度国際競争力のあるものの方がコストが安いわけでございます。港灣、輸送条件その他の立地問題もございまして、そういうような問題につきましましては、法律に書いてない運用の基準と申しますか、これは審議会に諮つて、ある程度の運用基準を今後きめたいというふうに考えております。

○田中(武)委員 関連して。——実は私も四六条と六条の関係を聞きたいと思つておつた。板川委員が質問して答弁があつたのですが、私が聞こうと思つておつたことは、答弁のところですが、この基準に六条の一号から三号までありますが、これはしてはならぬというところで、そのほか考えるべきことは、やはり立地条件でなければならぬが、そういうことについてどう考えられておられるか。その立地条件には、まず水が必要である、あるいは既存の工場との関係その他港灣、道路、こういうことも考えなければいけないと思つて、ことに今兵庫県でやましく言つておるから申し上げるが、日本石油の問題で御承知のような問題が起きている。油がきたら灘の清酒が油くさくなるかわかりませんが、そういうような既存の工場、事業場との関係あるいは工業用水、港灣、道路等の立地条件、それも基準の中に入るといふことをはっきりと確認したいと思つておるが、いかがですか。

○川出政府委員 その点も入ると思つてます。(どこにそんな条文があるのか)と呼ぶ者あり)三号の「その他その事業計画の内容が石油の安定的かつ低廉な供給を確保するため適切であること」事業計画の内容がその他となっております。

○板川委員 ちょっと無理な読み方ですが、公取ならそういう読み方をすかもしれません。そこで、今局長は、設備を許可する場合に、コストの安いものを一つ考えるというとも言われました。事実この三号にそういう規定がございまして、ところが、コストが安いから設備に金がかかる。その金利が問題である。金利が高い安いでコストが安い

高いかを支配するという状態だろうと思つた。これは七日の新聞ですが、東亜石油が外資導入を決意した。その東亜石油の近藤という社長は、外資導入に踏み切つた理由について、国内で資金を調達すれば年平均一〇%の金利を払わねばならないが、ガルフ社からの借款は銀行保証料も含めて五・五%以下の低金利である、またひもつき原油も全体の三分の一にすぎず、残り三分の二は自由に輸入することができるといふ二つの条件で外資導入に踏み切つた、こういうふうに出ておる。この第三のひもつきが、最近こうやつて三分の一なり半分なりという状態になつてきたというところは、傾向として好ましいと思つておる。これはまあいいんですが、問題は第一の点、今議論になっている問題、金利が国内で調達するといふ一〇%、外国から借り入れると保証料も含めて半分近い五・五%、それで大きな設備産業を起こすのですから、それは金利の高い方に金借りるものはありませぬから、どうしても外資にたよらざるを得ない。外資にたよると、半々持てば、一〇%の会社の原油を買わなくちゃいけない。たとい安いソ連油、アラビア油があつたとしても、買うわけにはいかない。こういうふうに経営の主体性、自主性というものが失われてくる。重要な産業である石油業界の主体性が失われるということとは、私は問題だと思つておる。こういう点から考えると、この石油産業に對する——これは開始委員もこの間それを説明されましたが、国家の資金助成、こういうものが非常に欠けておるのです。この政府提出の資料にもありますが、電力関係に融資が六千

億、石炭関係では財政投融資が一十三億、それから石油関係はわずかに四十八億ぐらいですね、政府提出の資料によっても、これは昭和二十一年から三十六年の間で、財政投融資の一事を見ても、石油産業が非常に重要性を持つにかかわらず、国内の財政投融資のワケは非常に微々たるものである。そうすると、これはどうしても外資にたよらざるを得ない。その方が金利が安いから、経済性が強い。そうすると、重要産業の自主性が失われる、こういうことになってきておられるが、今までの実情だと思ふのですが、通産大臣及び宮川理財局長のこういう問題に対する見解は、どうお考えでありますか。もちろんわれわれとしては、これはもっと石油産業に対する融資のワケを拡大して、資金の面から自主性を確保させるようなことが必要だ、こういう観点から質問しておるわけでありますが、いかがですか。

○佐藤國務大臣 お手元に配付してありますこの資料でごらんを願ひまして、総体でエネルギー関係で七千九百億、約八千億の資金が融資あるいは投資等で出ていること、これはもう御承知の通りでございます。石油関係は、今四十八億という数字をお述べになりましたが、これは融資と投資との問題でございますが、さらに国産原油、天然ガス等全部を合わせまして、その方が二百九十億ばかりありますので、まあ三百四十億程度です。そう考えまして、総体から見ても大へん小さな額だ、こういうことが指摘できるわけでありまして、今日まで、この大事な石油について、かように政府が十分資金的な計画もなかったという点、好ま

しからざる方向というか、外資導入、そうして経営権への参画というような事態にも実はなつたのだと思ひます。今後、こういう点については新たに工夫いたしまして、国内エネルギーあるいは石油関係の資金調達に政府は一つの努力をしなければならぬ、かように考えます。問題は金利等、ただいま近藤君の話が出ておりますが、石炭関係や電力関係等の金利等、これも考え、石油産業に対する資金ワケ、これは今後政府も考えていかなければならぬ、かように考えております。

○宮川政府委員 国産石油及び海外開発石油につきましては、石油の安定的な供給の確保、また外貨の節減等に大きく寄与いたしますので、政府といたしまして、財政投融資におきまして、国産原油につきましては、御承知のように、石油資源開発株式会社を中心といたしまして、三十七年度までに九十六億、また毎年度開発のための保証を行ないますほか、アラビア石油、北スマトラ石油につきましては、日本輸出入銀行から融資を行なっており、またいま通産大臣から答弁がありましたが、今後とも御質問の御趣旨を体しまして、資金の確保には十分努力いたしたいと思ひます。(精製を聞いておるのだ)と呼ぶ者あり(精製業につきましては、御指摘のように四十八億の金が出ておりますが、これは……(電気と比べてどうなんだ)と呼ぶ者あり)電気と比べて少ないように思ひますが、努力いたします。

○板川委員 この際、理財局長が来たのだから注文しておきますが、石油関係からの関税と消費税その他税金が、年間二千五百億円になるといわれておるのですよ。これはおわかりでしょうが、しかし、そういう膨大な税金をとっておきながら、石油精製企業に対する——これは設備産業ですから、非常に資金が要る。今言つたように、外国の金の方が安いから、どうしても外国から借りてしまふ、そうすると、いろいろな面もついてどうも好ましくない。だから、そこで国が従来のあり方を反省して、石油業法を機会に、そういう東亜石油とか、近藤社長のように、外資の軍門に下ることのないような方向に指導していかなくちゃならないと思ふ。一方において設備を許可するときは、コストの安い、経営能力のある会社に許可しようというのでしよう。そうすると、金利が安かつたら、どうしてもその外資系と手を結ばなければ、これは安い石油製品というのにはできないことになつちやう。ここに私は問題があると思ふ。だから、今言つた数字は、終戦後八千億近い投資の総ワケの中で、石油産業にはわずか四十八億、それからあなたが言う国産原油と天然ガスに二百九十億。しかし、電力には六千五百億、石炭には千億ある。ですから、こういうことを見合せて、一つ石油産業の自主性確保のためにも、資金の大幅な拡大を、これを機会に考えるべきじゃないか、こういうことを注文しておくわけですか。

○宮川政府委員 先ほどお答え申し上げましたように、今まで石油に対する配慮が少なかつたように思われます。今後とも資金の配分につきましては、さらに国産石油の確保、精製業の円滑な運用のために、資金の確保に努力いたします。

○板川委員 その量も必要ですよ。設備産業ですから、非常に膨大な資金を要する。しかし、金利も問題なんです。一〇%近い金利だ。外国から借りると、保証料まで含めたら五・五%だ。だから、量も確保し、安い金利のことも考えてもらわなくちゃならないじゃないか、こういう点でどうかというのです。

○宮川政府委員 金利につきましては、いろいろ原資のコストの関係もございまして、他のバランスもございまして、直ちに引き下げるというわけには参りませんので、よく検討させていただきますか。

○板川委員 では一つ要望しておきます。次の機会に必ず実現してもらいたと思います。大臣にお願いいたします。それから六条で、設備の許可をする条件の中で、産炭地等を考慮する必要がありませんか。たとえばさき田中委員も申し上げましたように、この三号の「その他」の中に入っているのかどうかわかりませんが、産炭地で石油精製の許可をどんどんされたのでは、これは一方において政府が盛んに石炭政策を強化しておいて、水をくんでいのに、底が抜けておるといふ状態になる。たとえば九州とかあるいは北海道とか、産炭地に精製設備の増設なり新設なりを許可する、こういうような場合には、私は大いに考慮しなければならぬ条件だと思ひますが、この点はどうかお考えになっておるのですか。

○川出政府委員 その点は十分に配慮しなければいけない問題ではないかと思ひます。現在九州で精製設備を建設したいという計画が出ておりますが、その点も、産炭地との関係で具体的に

どうであるかというところは検討したいと思つております。ただ立地的に、石炭を持つていく場合に海上から輸送をした方が便利だということになりますと、必ずしも産炭地に非常に近い地点かどうかという問題はあつてございしますが、何分にもそういう見地も入れて、総合的に判断しなければならぬ問題だと思ひます。

○板川委員 九州に木下産業で、フランスですか、最近イギリスのBPと協定して、新たな精製設備を設けるといふようなこともあります。そういうような条件を考えると、私は許可の基準が、この一号、二号、三号では、まことに不十分だと思ふのです。この許可の基準について、もっと詳細に、明らかに省令なりでして、審議会の審議の基準となすべきじゃないか。何でもかんでも審議会には入り込んで、審議会の委員の答申に待つ。答申に待つたのが気に食わないときは、それはだめだということになるかもしれませんが、それで明らかな政治になりませんが、私は、そういう点を一つ明確にして、問題の起こらないようにしてもらいたいのと思ふのです。

そこで、この許可をする場合に、もう一つこういうことは考えられませんか。十五条によつて政府が標準価格を告示したが、言うことを聞かない会社がある。また、政府が供給計画を立てた。業者が生産計画を立てた。生産計画の方がオーバーしてしまつて、調整しなければならぬ。そこで大臣が十條二項によつて勧告をした。しかし、勧告には強制力がないし、言うことを聞かない。また、第三條第一項の四号で、「その他石油の供給に関する重要

事項」という中で、大臣は海外開発油、国内油、こういつた問題を引き取りをさせるように考えておられる。しかし、これにも御承知のように、強制力は十條の關係からいってない。勸告程度しかない。そうした場合、幾らか政府でこの法律上持っているのは、許可の基準で許可をする権限です。そういうアラビア石油は引き取らないとか、価格を乱したとか、あるいは勸告に應じない場合には、許可するときに許可しない、こういうことになれば、多少言うことは聞くでしょう。しかし、そういうことは、この法律ではどこでも考えておりませんが、行政上でもそういうことはお考えになりませんか。

○川出政府委員 これは法律に基づいて許可するわけでございまして、この三つの基準に合った場合には許可するということが申し上げられないと思ひます。その江戸のかたきを長崎で討つというようなことは、どうも不適当ではないかと思ひます。

○田中(武)委員 前の板川委員の質問に関連するのですが、あまりにも日本の石油産業が外国資本に依存してあるという問題。これは宮川理財局長は御承知のことと思ひますが、大手十五社の製油会社のうち、九社までだったと思ひますが、これが外資系の会社なんですか。あとの四社系だといわれておるものも、先ほど来問題になっておるうちに、外資ローンによって資金を入れている。そういうところから、契約がひもつきになっておる。このひもつきが、いわゆる国際協定からいっていかどうかという問題は別問題、あるいは独禁法の問題は別にやっております

すが、事実においては、そういうことで、外国系ないし外資導入によって占められておるシェアが八五%になっておる。そうすると、十五%かせいぜい二〇%までしか自由選択がきかないというものが、この石油界の実情なんです。従って、日本の石油産業は、あまりにも外国資本にたより過ぎておる、こういうことになる。そこで、融資の問題について板川さんからも触れられましたが、その量だけでなく、やはり利息の問題がある。そこで利息が安いからというところで借りる。借りればひもつきになってくることは当然なんです。そこで、投融資等について特別に考えなければならぬということが一点。

もう一つは、外資に関する法律、いわゆる外資法をちょっと見てもらいたいのですが、この第一条の「目的」に何と書いてありますか。「この法律は、日本経済の自立とその健全な発展及び」と続きます。外資法の一歩の目的は、日本経済の自立と発展なんです。その上に立って外資導入については検討せらるべきであらうと思ひます。ところが、今日まで無制限にそういうことを許してきたのは、どういうわけなんですか。外資委員会においてそれらのことを審議するときに、まず外資法の第一条前段の目的を頭に置いて考えたかどうかということ。

さらに外資法の十一條に、この外国の投資について、その持ち分については「主務省令で定めるところにより」とあるのです。ところが主務省令を見てみると、いや正副二通の申請をしなければいかぬとかどうかということ

だけで、持ち分の範囲が全然きめられていないわけなんです。そこで、現在五〇・五〇、フィフティ・フィフティというような格好のようございまして、この五〇・五〇がいいのか、四九以上は外国に持たさないという考え方がいいのか、これはいろいろ考え方があろうと思ひます。少なくとも五〇・五〇の現在において、一対一であったならば、現在の経済的基礎からいって、同じ五〇でも相手さんの五〇の方が強い、こういうことはいないない事実なんです。何か後進国において四九%以下ということになっておるの、日本は先進国だから五〇%だというようなことで、つまらぬところで意地を張ったような感じが、こういうことで外資法第一条の目的が達せられておるかどうかが、現に石油業界においては、目的は達せられていないのです。それをどう考えますか。

○宮川政府委員 金利のことにつきましては、先ほど板川委員の御質問の際にお答えいたしましたように、十分慎重に研究したいと思ひます。なお、外資法につきましても、これは御承知と思ひますが、私は理財局長でございまして、為替局が所管になっておるのでございまして、為替局から所管課長が参っておりますので、それに答弁をさせていただきます。お許しを願ひたいと思ひます。

○堀説明員 外資課長でございまして、ただいまの御質問の第一点は、外資ローン導入が、日本経済の自立あるいはその健全な発展に必ずしも役立たないのではないか、こういう御質問かと存じますが、実は外資ローンの導入にあたりましては、われわれとしても十分に考慮いたしましたして、たとえば原油のひもつき量が多くなりなれないように、また一般に原油の買取協定におきましては、その原油の購入会社、すなわち日本側の会社がほかの購入先からより有利な条件で原油を購入する場合に、相手の原油供給先もそれにならうと条件を引き下げる、値段を引き下げる、こういうふうな条件が一般についておりますので、三〇%、あるいは二〇%程度の原油をひもつきにいたしましたとしても、格別日本側の購入会社は不利なことではない、こういう判断のもとに立ってやっております。

○田中(武)委員 二〇%、三〇%というのは、ごく最近ですよ。われわれは、資料として過去に結ばれた契約を持っております。全部一〇%です。それで外資法の一歩の目的に従って運営したかどうかということなんです。それから外資法一歩だけじゃなくて、今度は十一條の持分との関係です。

○堀説明員 ただいまのあの御質問でございまして、おそろくこれはいわゆる外資系の会社の購入契約かと存じます。私が最初に申しましたのは、いわゆる民族資本系の会社であります。実は、私、昨年の夏から外資課長をやっておりますので、その前のことは……。

○田中(武)委員 これはだめです。きょうはもう質問しません。去年の夏以前のことはわかりません。去年の夏から、わかる人を要求しましょう。大蔵大臣を要求しましょう。外資法の関係は、これで保留します。

○板川委員 外資関係については、あすまた大蔵大臣とやることにします。次の問題は、十二條の輸入業の届出

の問題です。三條と十條で、三條で供給計画、十條で生産計画、そこでバランスをとるということになるのでしょうか、輸入業は届出だけでよろしいのですか。もちろん、これは大臣がさっき言われたように、輸入を行なう者は、これは製品は自由化していないから、原油、石油の輸入業ですから、原油は届け出でできるわけです。これをなぜ許可しなくてもいいのですかというのを聞きたいのです。許可制をとらなくてもいいのですかということを開きたいのです。

○川出政府委員 先ほど大臣から申し上げましたように、原油は自由化する。原油を購入するのは精製会社の問題でございまして、精製会社の方は許可制になっておりますから、問題はなにかと存じます。問題になるのは、石油製品の輸入の問題であらうかと思ひます。石油製品の自由化は当然の間見送ることにしておりますので、届出制というのには、実際上大した効果を持たないかと考えております。

○板川委員 局長、ちょっと条文を見て下さい。十二條に「石油の輸入の事業を行なうとする者は、通商産業省令で定める事項を通商産業大臣に届け出なければならぬ」ということあります。この場合、石油とは、この定義に基づいて、製品及び原油ですね。だから、製品は許可制をとりますから、この場合除いてもいいと思ひます。製品は問題はないとしても、問題は原油を輸入しようとする者は、届出でいいということになりません。こういうことではないのですか。

○川出政府委員 ただいま御指摘の通りでございまして、ここの届け出る対

象は石油の輸入でございますから、従って原油と石油製品の二種類でございます。実際問題として、原油を輸入しますのは、精製業者が精製業者から委託を受けた輸入業者が輸入をするわけでございますので、その点は問題はないかと思うということを申し上げたわけでございます。

○板川委員 ただ、今日の日本の精製設備というのは、需要に対してやや過大過ぎますね。ですから、過大過ぎるところへ輸入の届出というところになると、届出してどんどん輸入してしまうと、供給過剰になる。それが三条の供給計画、十条の生産計画からいって、生産計画の方が過剰になってしまつて問題を起す可能性はないか。そういう意味から、ここでも許可制をとつたらどうか、そう思ったのですが、そういう点の懸念はございませんか。

○川出政府委員 原油の問題につきましては、精製業者が現在のところ輸入をする、あるいは精製業者から委託を受けた輸入業者が輸入をして、使われるのは精製業者でございますので、これは精製業者をコントロールすればいいわけでありまして、精製業者のコントロールがこの業法では十分でないかどうかというの、別の御議論があるかと思ひますので、これでよろしいかと思ひます。

○板川委員 それじゃその点はけっこうです。

十八条「審議会は、委員二十人以上で組織する。」この審議会の委員は、大体どういふような学識経験者を考慮されておるのですか。

○川出政府委員 石油審議会の構成でございますが、まず一般の学識者と申しますか、たとえば例をあげますと、エネルギー懇談会の構成メンバーになつておる方々の中から、あるいは産業構造調査会のエネルギー部会、これはまだ発足しておりませんが、そういう構成メンバーの中から選ぶ、そういうようなのが一般の学識経験者。

それからこの業法の適用の対象となります石油関係の製業者からは、当然なつていただかなければいけないだろうと思ひます。そのほか、利用業界、石油をたくさん使用する側の意見も反映しなければいけないと思ひます。そういうような範囲の中から、適当な方になつていただこうと思つております。

○板川委員 学識経験者を中心に、精製業者あるいは消費業者の代表を入れる。それから、販売関係で中間流通機関、これは入る構想はございませんか。

○川出政府委員 まだ具体的な人選というところまで検討していないわけでございますが、概念としては入ることと思ひます。

○岡田(利)委員 関連ですが、今板川委員の質問は、先般の連合審査で私も質問した個所なんです。問題は、製品の輸入については、当面自由化の計画に入っていないということ、あまり問題ないではないか、こういう意見なわけ。もちろん当面は問題ないでしょうけれども、石油業法というのは恒久立法なんです。政府の出したものは、暫定的な立法ではないわけ。そうしますと、当然わが国の石油は、どうしても自由化の方向をたどつ

て、特に電力が半数を占める、こういう想定の上に立つてこの業法が提案されておるわけ。そこでやはり何といつても石油製品の大部分を占めるのは重油でありますから、重油の長期安定供給の態勢というものは、一体どうなるか、この問題が私は非常に問題だと思つておる。少なくとも今日世界の市場から見ても、また石油製品の精製、それぞれの分野における市場性から見て、重油を大量に継続的に長期輸入するという場合には、やはり当然安定的供給を確保すると思ふのです。だから、業法が、自由化の計画が当面ないから、輸入については届出制でいいのだというところは、私はどうも甘いのではないかと思ふのです。

実際これが自由化されるということになれば、安定的に長期的に、特に重油の輸入を確保するといふ点については、大きな配慮を払わなければならぬし、むしろそういう意味では、輸入業者についてもある程度それだけの能力がある、しかも長期的に一体それが供給できるのかどうかという面まで干渉せざるを得ないのではないか。政府は、そういう点についてある程度深く立ち入らざるを得ないのではないか、こういう長期的な見通しの上に立つて、私はそういう判断を持つておるわけ。私にはそういう点の先般も意見がちょっと一致していないのですが、その点について一度、通産省は一体どういう見通しを持つておるのか。あくまでも製品の自由化は当面の日程にはないから、石油業法は恒久立法であるが、これは単なる届出制でいいのだ、将来ともそれでいいという確信が

あるのかどうかという点について承りたいと思つておる。

○川出政府委員 将来恒久的に絶対自信があるのかといへば、私は、その点にはわからないと申し上げざるを得ない、こう思ふのです。ただ、石油の精製といふことは、消費地精製主義の立場から申しますと、将来原油の輸入で大部分の重油はまかなえるのではないかと見通しがございます。しかし、これに対しては必ずしもそうではないという意見もございす。それではないという意見もございすけれども、大かたの見込みは、重油の製品としての輸入は、構造的には、それはそれでいい。国内で原油を輸入して精製していく段階でできるものが、大部分ではないかという見方が多いようでございます。これはしかし、将来の見通しでございますから、必ずしもそういうふうになると確定しておるわけではありませぬ。それで製品は自由化の問題については、当面は自由化しないのだから、届出制でも実害はないであらう。しかし、それは永久不変の問題ではなくて、自由化する場合もあるであらう。そのときはどうであらうか、こういう御質問だと思ひますが、まずそのときは、一つは関税の問題があるかと思ひます。現在どの国でも、原油の関税には相当な開きがございます。日本では、特にC重油を例にとりますと、今度原油の値段が上がりましたために、その開きはほとんどなくなつてきておりますから、このまま自由化するといいことには、いろいろな立場から問題があると思ひますので、将来から自由化する場合には、関税の問題は考えなければならぬと思ひます。

それから業法の届出の問題でございますけれども、これもそのときにやはり検討すべき事項があるかもしれませぬ。現在では、私はいろいろな情勢を総合してみても、何とかいけるのではないかと思つておるわけ。自由化は少なくとも当面の問題としては自由化はしないわけでありまして、自由化することとしても、関税面で考えるということも考慮しておりますので、こういう点をあわせてお答えいたします。

○岡田(利)委員 そうしますと、大抵油は、昭和四十五年度は、昭和三十四年度の基準年度に対して三・九倍の需要を想定しておるわけ。石油製品の輸入については、大体それと並行して三・三程度の需要を想定しておるわけ。もちろん割合は少ないのです。しかし、同様三・三の輸入を想定しておるわけ。そのことは、私は、重油といふものが大部分を占めていくと思つておる。その場合の価格政策の問題は、今局長が答弁された関税等の問題で、国内価格との調整はできると思ひます。むしろ逆に長期的展望に立つ場合に、重油だけを長期的に、特に安定的にこれの輸入を確保する、輸入先を確保する、この場合には、私は相当長期の協定を結ばなければならぬ性格のものだと考えるわけ。そうしますと、今の場合、イランにあるいはカナダくらいしか、長期に協定をして安定的に重油を供給するといふ態勢は、まだないと思ふのです。そういう面から見れば、そういう重油製品を輸入する輸入業者が、単なる届出制度ではたして妥当なのかどうか。これは石油業法が暫定立法ならばいいのですが、恒久立法ならばゆえに、そ

ういふ点について、確固たる分析と見通しを持っておられるのか。私は、価格の問題を聞いておられるのではなく、長期的な協定を結ばなければならぬ性格のものであるから、そういう面から考えると、届出制だけではこれは問題が残るのではなからうか、こういう点を私は質問しておるわけです。

○川出政府委員 その辺はだいぶ先の問題でございますので、私もよくわからないわけですが、届出制だけではたしていいかどうか、そのほかに、先ほど申し上げましたような措置ができるわけですが、将来の問題として、検討事項だろうと思ひます。

○板川委員 もう一つ、今まで触れて参りました三条の供給計画に対する十條の生産計画、あるいは価格の問題等を考へても、どうも附則第四条に再検討事項がありますが、「緩和又は廃止の目的を以て」検討を加えるというの、どうもこれは実情にそぐわない規定だと思ひます。この「緩和又は廃止の目的を以て」というところは、私は、私は取つた方がいいのだらうと思ひます。大体通産省の原案にはこれはなかつた。途中になつてこれが出てきた。いろいろ大臣の立場はあろうかと思ひますが、われわれとしては、これは取りたいと思つておるのです。が、實際運用上「緩和又は廃止の目的を以て」ということをあえてうたわなくてもいいじゃないかと思ひますが、大臣、どうですか。

○佐藤國務大臣 何度も申し上げますように、政府の基本的態度でございますので、そういう意味で誤解を招かないようにという規定でございます。

○久保田(豊)委員 関連して、二、三大臣に質問したいと思ひます。

大部分の質問は、他の諸君から出たようでありまして、私は、こればかりはお伺ひいたしますが、これから総合エネルギー政策の問題、これはやはり石油と石炭の関係をどうするかという点、もっと基本的には日本の産業の二次エネルギーまで含めて、エネルギー・コストをどの程度にしたか、国際的にやっていると、国内的にやっていると、この二つをどう思ひます。これに対する通産省なり何なりとしての考え方は、具体的にどう考へておられるのか、これを第一点として伺ひたいと思ひます。

○佐藤國務大臣 ただいまの事態は、いわゆるエネルギー革命というふうな言葉で表現されておる非常な変転期でございます。その立場に立ちまして、エネルギーは安ければ安いほどいい、こういう考え方ももちろんございまして、けれども、国内の石炭と申しますが、在来からありますエネルギー源、これも国内の資源としての特異性といひます。利益を持つてゐるわけでございます。そういう意味で、これもまた伸ばしていかねばならぬ。だから、ただいままでいろいろの方策をとつて、石炭と石油との関係の調整をはかるとか、あるいは水力との調整をはかるとか、種々講じて参つております。しこうして冒頭に申すようなエネルギーの変転、これが非常に急速に参つております。そういう意味から、それぞれの施策が十分効果を上げないといふのが、実は現状ではないかと思ひます。だから現状即対策の実態だ、かような批判を受けることは、私も大へ

ん心外に思ひますが、とにかく総合的な見地に立つて、国産エネルギー源、そのよき、またいろいろな雇用等の問題もございまして、そういうことも十分考へて、調整をはかつていくという基本的態度でおるわけでございます。そういう場合に、いわゆる石炭の千二百円下げという一応の目標をお示しして参りましたけれども、ところが石油の方は国際競争でどんどん安くなつておる。当初立てた計画、価格の面では、関税等の引き上げをいたしたけれども、もちろん調整ははかれぬ、いわゆる均衡もまだとれない、こういう実情にございまして、しこうして、ただいまの段階では、高いものと安いものとどういふ割合にいたしますか、業界等で十分一つ工夫を願ひ、その形において調整をはかつてみよう、総体のコストが安くなればけっこうだ、かように考えますので、それをやるわけにはいかぬもので、それから、またこれから採用の範囲を拡大していくもの、両方の調整をとつていく、実はこういう考え方でございまして。

○久保田(豊)委員 この前大臣の御答弁の中で、高いものと安いものと、それぞれば業者が自主的にうまくつていく、これはとれるわけがないと思ひます。ですから、やはり外国でもどこでも、この点は非常に悩みの種になつておるようでありますけれども、何らかの形で国が調整をして、両方十分使えるようにしむけるよりほかにはないと思ひます。そのしむけ方といひますか、しむける具体策がない限り、石炭の方は千二百円コスト・ダウンをして五千五百万トンだけは確保するといつてみたところで、これは石油

がますます安くなつてくる。大勢はそうでしょう。そうなれば、それは追いつかなくなつてくる。また合理化するといつても、私は合理化々々々といつたて、これはどういふ石炭そのものが石油のコスト・ダウンについていけるという情勢ではないと思ひます。ですから、そこにはつきり両方を合わせた上で、これは何らかの対策を立てなければならぬと思ひます。この点が一つはつきりしてない。その基礎になるのは何かといへば、私は日本の国民生活もさることながら、一番土台になるのは何といひますか、日本の産業のエネルギー・コストをどのくらいにするのがいいかといふことがやはり一番根本だ、こう思ふのです。

それで通産省で資料をいただきましたと、三十二年度、三十三年度だけの全体のあれでありますから、最近の状況はわからないわけですが、これによりますと、こういう計算でいけば、エネルギー・コストは三・七、こういうことになつておるわけですね。外国の方の資料をとつてみますと、これは計算の基礎がうんと違いますからわかりませんが、非常に高い。ところが話によりますと、これが二倍くらいになつておるといふ話なんです。もしここでもつて、通産省で今私の手元にくれたように全体のエネルギー・コストが高いならば、私はこの限りにおいては石油なりあるいは原油なりが相当関税をかぶつて、そういうものから出たもので石油産業そのものの育成をはかつていける、石炭産業の補完といひますか、そういう意味での政策といふものは当然持たなければならぬ。片方の外国

のものは非常に計算の基礎が違ふようでありまして、違ふようであります。この辺がどういふふうになるかといふことを私はもう少し政府としては正確に調査をして、その基礎から立てるといふのがやはりほんとうだと思ひます。その基礎がない限り、これは大臣の言つたような通りになると思ひます。高いものと安いものと一応やつて片方はますます安くなる、片方はおそらく千二百円というのがぎりぎり出ておる。これ以上そんなに安くなるという条件はないと思ひます。そこは、そこまではないのだから、あとは業者でそれぞれ適当にやるように行政指導をやるといふ程度では、エネルギーの総合政策にも何もないと思ひます。その点、どういふふうにか考へておるか。

それから同じく政府で調査したエネルギー・コストを見ますと、火力発電における燃料費の割合が、通産省の方から出されておる。これで見ますと、大体古いものについては燃料費のパーセンテージが七〇・五%になつておる。それから新しいものについては大体五二・二%になつておる。この説明をもう少ししていただきたいと思ひます。○佐藤國務大臣 ただいまの表については、事務当局から説明をいたさせていただきます。

協力、これが具体的な問題として出てきている。この点を御了承いただきだいたいと思ひます。

○江上説明員 エネルギ・コストに關しまして御説明申し上げたいと思ひます。

日本のエネルギ・コストを工業統計で見ますと、昭和三十三年度が三・七％、三十二年度においても三・七％、これは製造工業であります。これは電力産業等は除いてあります。それからこのエネルギ・コストの出し方は、付加価値まで含めた生産額、燃料使用額それから購入電力使用額、これを合わせたものと割合、それをエネルギ・コストと見たわけでございます。従つて、この数字は政府としては工業統計から出た信頼すべき統計による数字である、かように考へております。

それからヨーロッパのエネルギ・コストにつきましては、フランスとかドイツの雑誌等で見ますと、割合にこれは高い数字が出ておるわけでございますが、その差異は非常にわからない点が多いわけでございます。たとえば正味生産額——こちらの生産額に当たるのが正味生産額となつておりますが、これは説明がありませんので、はつきりしません、付加価値などを除いたものでしょう。従つて、日本の場合の生産額という場合と非常に違つて、もっと低いものが分母になる。従つてエネルギ・コストが高くなる、と云ふことが一点と、それからたとえば鉄鋼業なんかについて非常に高いエネルギ・コストになつております。たとへますと、製鉄業などについて、ドイツは三八・五％というエネルギ・コストがかかつておるようになります。

なつておりますが、これは非常にわからない。想像しますと、原料炭が入つておるのじゃないか。従つて、エネルギ・コストとして使用されない、原料として使用される石炭までが入つておる、そういうふうないろいろな統計上の違いからして、割合に高い数字になつておる、かように想像されるわけでございます。なおヨーロッパのエネルギ・コストについての話を聞きますと、大体ヨーロッパにおいてはエネルギ・コストは平均二％くらいではないか、こう言つておられるわけでありまして、これは的確な資料はやはり入手できなかったということでございます。

まして、今のところヨーロッパの石油市場については信頼すべき資料は実は残念ながらないわけでございます。しかしながら、石炭は日本に比べて非常に安い、石油は日本に比べて高いという点から総合して考えますと、日本とそう違ひはないのではなからうかというの、私の個人的な想像でございます。

それから次のお尋ねは、火力発電における燃料費の割合が、過去に比べて非常に下がつておる。二十九年の原価における燃料費の比率は七〇・五％でございますが、三十五年の新設の火力の原価としましては五二・二％というふうに下がつてきておる。この理由でございすけれども、エネルギ・コストを示します場合にパーセントでやつておりますから、総合的な関係であらうかと思ひます。それで、どうしてこの比率が下がつたかといふと、いろいろな原因はあると思ひますが、一番大きな原因は、資本費の比率が総合的に上がつてきた。つまり最近にお

ける目ざましい経済成長に即応するために非常に大規模な開発というのを毎年やらなければいけない。こととして見ましても、電力だけで四千億くらい設備資金が必要でございす。そういう設備資金、これは自己資本でまかなえる部分が非常に少なくて、外部の借入金あるいは社債、そういうものでまかなう分が非常に多いわけでございすから、金利なども高づくわけでございます。減価償却、法人税、事業報酬、固定資産税、こういうたうないいわゆる資本費というものの比率が非常に高まつてきた。そのために相対的には燃料費の占める比率が少なくなつて、資本費の比率が高くなつた、これが一番大きな原因であらうかと思ひます。そのほかに、石炭も合理化によりまして、石炭の価格というものも逐年下がつてきておる。それから一部について重油専焼というものを始めておりまして、重油の値段は安い。

従つて、新設の火力発電所というものは燃料費の割合が下がつてきておる。こういうふうな私としては考へておる次第でございます。

○久保田委員 その点をもう少し突っ込んで話してみたいのですが、きょうはほとんど時間がありませんから、次の問題に移ります。

次の問題は、各同僚から質問がありました通り、日本の石油業界の一番のガンといふか、それはほとんど外資がこれを占めておる。その外資の流入をどうしてだんだん少なくして、自主性を持つかといふことがやはり基本だろ。それなくしては何としても安く、安定という線までだんだんいかにいというふうに思ふわけ。そういう

う観点と、もう一つ私は見落とされた観点があるんじゃないかと思ふのは、貿易上の関係というものをもう少し私にはつきり認識する必要があるんじゃないか。去年の石油の輸入国をずっと拾つてみますと、これは一番大きいのがサウジアラビア、クエート、イギリスとあります。これを見ますと、石油輸入国十一のうち、大体において貿易じりが毎年プラスになつておるといふのは二つしかありません。プラスになつておる国というのは、インドネシアとオランダだけです。あとは全部マイナスになつておる。その総計は大体十四億七千万ドル以上になつておるわけ。その一番大きいのはもちろんアメリカです。こういう格好になつて、石油の輸入量の一番多いサウジアラビアとかクエートは二億ないしは一億一千万というふうな赤字のよう

に、通産省から出してもらつておる資料ではなつておる。石油というものは、去年あたりは全体として輸入量が六億六千万ドルという数字が出ておりますが、これが将来ますますふえて十五億ドルないしは十八億ドルになるといふことになるわけ。一商品としては一番大きなあれになると思ふ。ですから、これにどう貿易的に対処していくか。国全体の経済を考へる場合に、どうしてもエネルギ・資源を安く、安定してとるかといふことと同時に、この貿易上の観点をどう調和していくかといふことが、私は一番重要な問題になると思ふ。少なくとも私は、大臣の考へと違ふかもしれないが、日本の外貨事情の窮屈さというものは、今後当分続く、決して今までのように短期に解消できるものではない。これは日

本の輸入商品として一番大きな商品になつております、これからなると思ひます。従つて、この見返りに日本の商品を十分買つようなどところから石油をよけい買つてくるという点を考へぬことには問題にならぬと思ふ。貿易は国別になつておりますけれども、この実態はどうかと云うと、大体において米英資本、特にアメリカ資本がこの実態のほとんど大部分をつかんでおるといふことになると思ふ。従つて、アメリカと日本との関係の貿易の赤字というものは、いわゆるこの石油関係を考へないと、今出ているように、十億ドルとか十三億ドルというよりも、はるかに大きいのではないかと。ですからこの観点からアメリカを中心とする国際石油カルテルの支配力をどうして少なくし、牽制していくかということが私は中心になつておると思ひますが、この点についての大臣の考へはどうでしょうか。

○佐藤國務大臣 石油は、もちろん石油が原料であるという面から、また国内資源がないという面から、日本の産業を拡大すれば、他の鉄鉱石やあるいは原綿、原毛同様に輸入はふえてくると思ひます。従ひまして、バランスをとるという観点に立てば、そういうものに對して当方の製品、石油製品をも含めてまた輸出ができればいいわけでございます。

そこで、できるだけ二国間の貿易を均衡さすという意味で、ただいま御指摘にありましたクエートなどにつきましても、当方の品物を買ひとつてくれるように、いわゆる輸出が増大するよういろいろな交渉あるいはそれぞれの手を打つております。手を打つてはお

りますが、御承知のように、非常に人口が少なくなるとか、生活程度がどうだとかいふようなことがありまして、なかなか両国間の均衡は困難でございます。他の委員会でも久保田さんにお答えしたかと思いますが、ただいま両国間のバランスをとるといふ貿易の態度をとっておりますのは、日ソ間でございす。日ソ間においてはそういう態度をとり、その他の自由主義諸国間ではいづゆる総体においてバランスをとる、こういう貿易政策を案としておるわけでございます。しかし、もちろん日米間においてはバランスがとれないまでも、今日のような非常にはなほだしい不均衡は、これは是正していかなければならない。また同類にはならないが、大体日米間の貿易は輸入一〇に對して輸出八、そういうところが実現すれば大へんいいのではないかと、こういうような目標を立てて、それぞれ指導しておるということでございます。ただ御指摘になりますように、油を買うからそれに見返りのものを買い取れ、かように申しまして、それぞれ別の事情がありますので、御趣旨の通りの数字はなかなか出て参りませんけれども、気持の上から申しますと、御指摘の通りのような考え方で、貿易の拡大をはかつていくというのが現状でございます。

ただ入れればそれの見返りとして相当に日本のものを買い得るところ、具体的に言えば現実にはソ連だろうと思ひます。クエーデンとかサウジアラビアとか、これで見ますと、サウジアラビアから大体において一億三千万ドル、クエーデンから二億四千万ドルの石油の輸入があることになっておりますけれども、これは表面の数字じゃないかと思ひます。この実体はほとんどアメリカなりイギリスなりが握つておる。従つて、そういうところのものをできるだけ少なくして貿易上の均衡をとるという趣旨を、相当これは気持だけではないで強く当たつていんじやないですか。日本は向こうからいへば一特いいお得意で、向こうは一生懸命やつてゐるから、ぐずぐずぬかしたらお前のところはとらぬくらいにの氣持を持つてやつても、今の世界の供給過剰の時代に、しかも、七、八石油の力がある程度混亂をいつあるような状況から見ても、こういう機会にこそ日本は強くなるべきだ、こう思ふのです。こういう観点から見れば、石油に対して今自由化する、原油に対してはなぜ自由化しなければならぬかということがわからなわけです。この点はどうなんですか。

ただいま氣持と申したのが不適当なら、そういう方針でございすが、またそういう意味から、外貨の節約という意味でも、石炭対策というような問題が国内では必要になつてくるわけでありす。また民族資本としてのものも、そういう意味で強化するといふことが必要になつてくるのでございす。ただ今、石油国際カルテルといふことがやかましく言われておりますし、御指摘になりますようにクエーデンといつても、またサウジアラビアといつても米英系じゃないかとすく御指摘になるように、石油資源が國際カルテルの支配下にある、こういうことが私どもの經濟擴大にのしかつてきてゐる大きな力だと思ひます。これをいかにして排除するか、こういう意味で、われわれは、必要な原油でございすが、また石油でございすからこれは買わざるを得ないが、同時に産業を擴大して見返りの意味で輸出を伸ばしていくという政策をとつていくといふことにならざるを得ない、かように実は思つております。

○久保田(豊)委員 一応保留して置きませう。

○伊藤(卯)委員 それでは委員長から注意があるまでやります。

石油業法の詳細な点については、同僚各位から相當質問をされて、内容的に明らかになつておると思ひます。その中で、私は一応法律案の条項といふことよりも、むしろ全体に含む問題について疑問の点がありますので、そういう点において少し質問をしようと思つております。

石油問題は、御存じのように非常に複雑です。石油業会社もそれぞれ異なる複雑な經營の立場を今日とておることは御承知の通り。政府が提案してゐる今度の石油業法のような簡単なもので、はたして目的を達し得るかどうかといふ点に非常に疑問があります。石油業界の安定といふことと、油を使う需要者への低廉な供給といふようなことは、これはその目的を達成するためには相當問題が起つてくると思ひ

のですが、こういう点において、その起り得るいろいろな問題を解決し得るといふ確信を持つておられるかどうかといふ点に、相當私は疑問がある。石油業界の安定をはかつてやろうといふことと、需要家に安く油を供給するといふことは、相對立するものなんです。それをこの程度の法律ではたしてこの兩者の安定をはかつて、法律の意義といふか、權威といふか、それを保つことができるかどうかといふ点に、私非常に疑問を持つておるのです。この点について確信があれば、その確信の点を一つ知らせていただきたい。

○佐藤(國)大臣 その点は、伊藤さん御指摘になりますように、いろいろの見方、いろいろの議論があると思ひます。もう一つ別な見方から見てもいいかと思ひます。

それは何かと申しますと、今日の石油業界は、自由競争の花形、いわゆる自由經濟の花形として登場し、しかも今日エネルギー革命だといわれておる、そういう業種でございす。これに對しての將來のあり方、方向を示す業法でございす。こういうことを考えますと、やはり現状に對して急激な変化を与えるといふことは望ましいことではないように思ふのでございす。いまして、そういう意味において、まず業界の自主的な調整あるいは自主的な協力、これを第一段階としては強く要望し、これによつて目的を達すればもうそれでけっこうだ、かように実は考へておる次第でございす。

○伊藤(卯)委員 この問題は、今こゝではなかなか解決しない問題だから、これはどこまでうまくやれるかどうか、一つお手並み拝見ということにしておきませう。

それからこの条文の中で、石油審議会にあまりに多くの重要事項を委任しておるよう思ふ。非常任の委員をもつてこの困難な仕事を完全にやれるかどうかといふことも私は相當疑問を持つておる。これは悪く勘ぐるわけじゃありませんけれども、政府自身ではあまりに複雑で困難な石油業界の問題であるから、その責任を審議会に一つ転嫁して、そうしていろいろの問題が起れば、審議会に諮問をいたしまして、その答申でありますといふようなことで、そこに私は一つの逃げ場所を作るためにやつておるような氣がするが、はたしてこの多くの委任事項といふものを非常任の委員の人々でやれると思つておられるかどうか、こういう点について一つお聞かせ願ひたい。

○佐藤(國)大臣 もちろん審議会が審議する、諮問する事項は重要な問題が多いのでございす。先ほど來他の委員にもお答えしたのでございすが、問題は、こういう基本的な業界のあり方に対してのいろいろの制約を加えるといふような業法でございすので、その扱ひ方は慎重でなければならぬ。まして自由經濟の基盤に立つておる私どもの態度といたしましては、これは慎重でなければならぬと思ひます。そういう意味からは、もちろん私も自身また責任を持つて行政の側には当たつておりますが、さらにその上にも慎重であるといふ意味で、万全を期するといふ意味で、そういう關係で各界の良識を集めて結論を得ていこう、これが望ましい姿じゃないか、かように思つておる次第でございす。

これは別にたゞいま御指摘になりました言葉を取り云々するわけじゃございませんが、責任を転嫁するような気持は毛頭ございません。積極的な意味で万全を期するという意味で、こういう審議会を設けるという考えでございます。

○伊藤(卯)委員 過去の例から見ても、政府がこういう機関を作りますと、それをまあ官僚独善というか、あるいはいろいろ攻撃を受ける場合のこれを防波堤によく使っておるといふことは、これはまことにたくさんな例があるわけだから、どうも今度も、あまりに委任事項が多かろう、私はやっぱりそういうことにうまいこと逃げ場所を作っておるといふような気がしますが、これもあとでどうせどういふことになるのか、われわれ見ればわかることですから、これもお手並拝見の方に一つしておきましょう。

それから、石油精製品の価格が不当に高くなつた場合に、また下落をするおそれがある場合に、その販売価格の標準を定めるのを、この法案の大きな一つの中心にしておるように思いますが、現在の日本の販売価格を世界の主要な国々の油と比較してどのくらい高いか、それから一応どのくらいなら日本でよろしいかということについて、日本で一応この程度にしなければ業界の安定ができないとか、あるいは大口需要家というか、そういうところの問題の解決ができない、だからおよその標準価格はこのくらいを妥当としておられるか、そういう点を一つお聞かせ願いたい。

○川出政府委員 石油の値段の問題でございますが、例をガソリンと重油に

とって国際的に申し上げますと、これは税抜きでございます。ガソリンについても重油につきましても、日本は大体において安い方であると思ひます。現在資料について申し上げますと、アメリカはガソリンが税抜きで一万五千四百円、イギリスが一万四千八百円、フランスが一万五千四百円でありまして、日本は一万円程度でございます。

それから重油、これはいろいろな種類がございますが、C重油に相当するものと思はれるもので比較して申し上げますと、アメリカで七千四百円、イギリスが一万四百円、フランスが八千八百円、日本が七千四百円でございます。もちろん日本の場合ですと大口の取引の場合はこれよりも現在相当安くなつておるのではないかといふふうに考えます。

現在の石油精製会社の経理状況でございますが、詳細な点はわからないのですけれども、過半のものは実質上赤字になつておるといふことも聞いておりますので、現在販売している石油なり重油なりの値段は、そういう点から考えると少し低いのではないかと、その点も考えられますけれども、それではどのくらいが妥当かどうかという点はよくわからないわけでございます。需要家の立場から考えれば、エネルギーの値段、石油の値段というものは安い方がいいわけでございます。その辺は総合的に調整をしなければならぬ問題があるかと思ひます。

○早稲田委員長 本会議が始まりましたので、本日はこれにて散会いたします。

なお明日は午前十時から、正時間に始まります。池田総理大臣も出席の予定です。

でございますので、ぜひ正時間にお出かけいただくように重ねてお願いいたします。

午後二時七分散会

昭和三十七年四月十三日印刷

昭和三十七年四月十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局